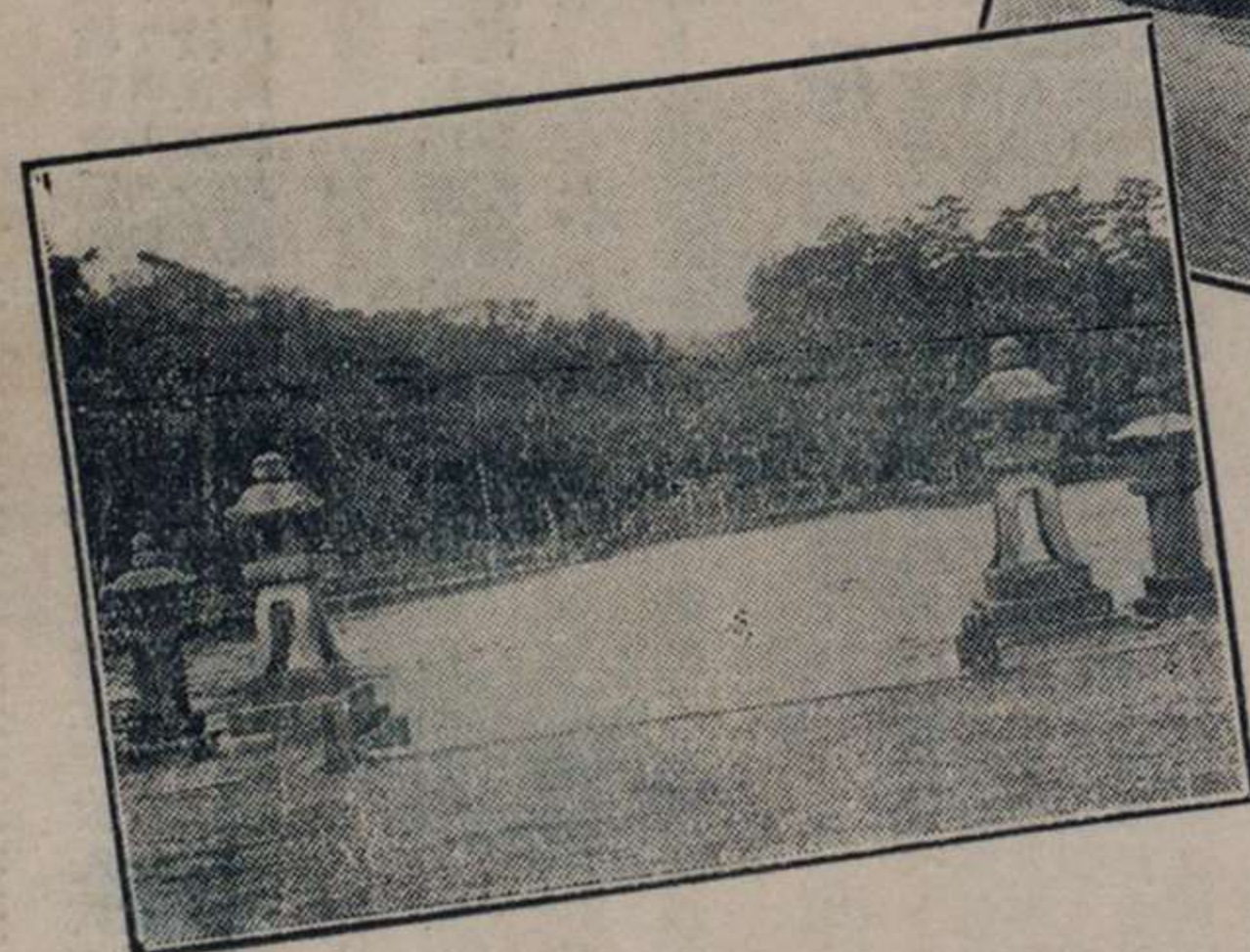
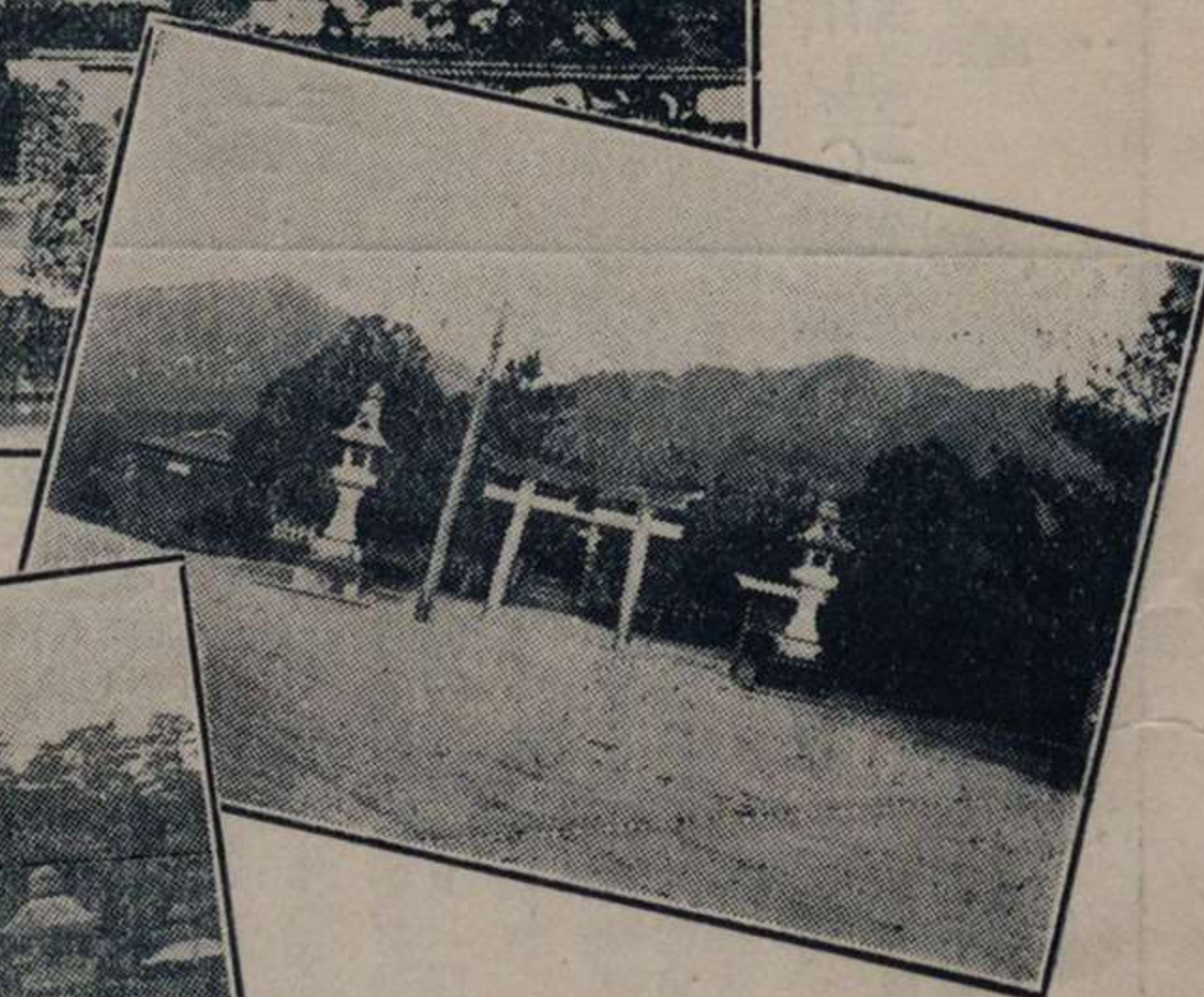
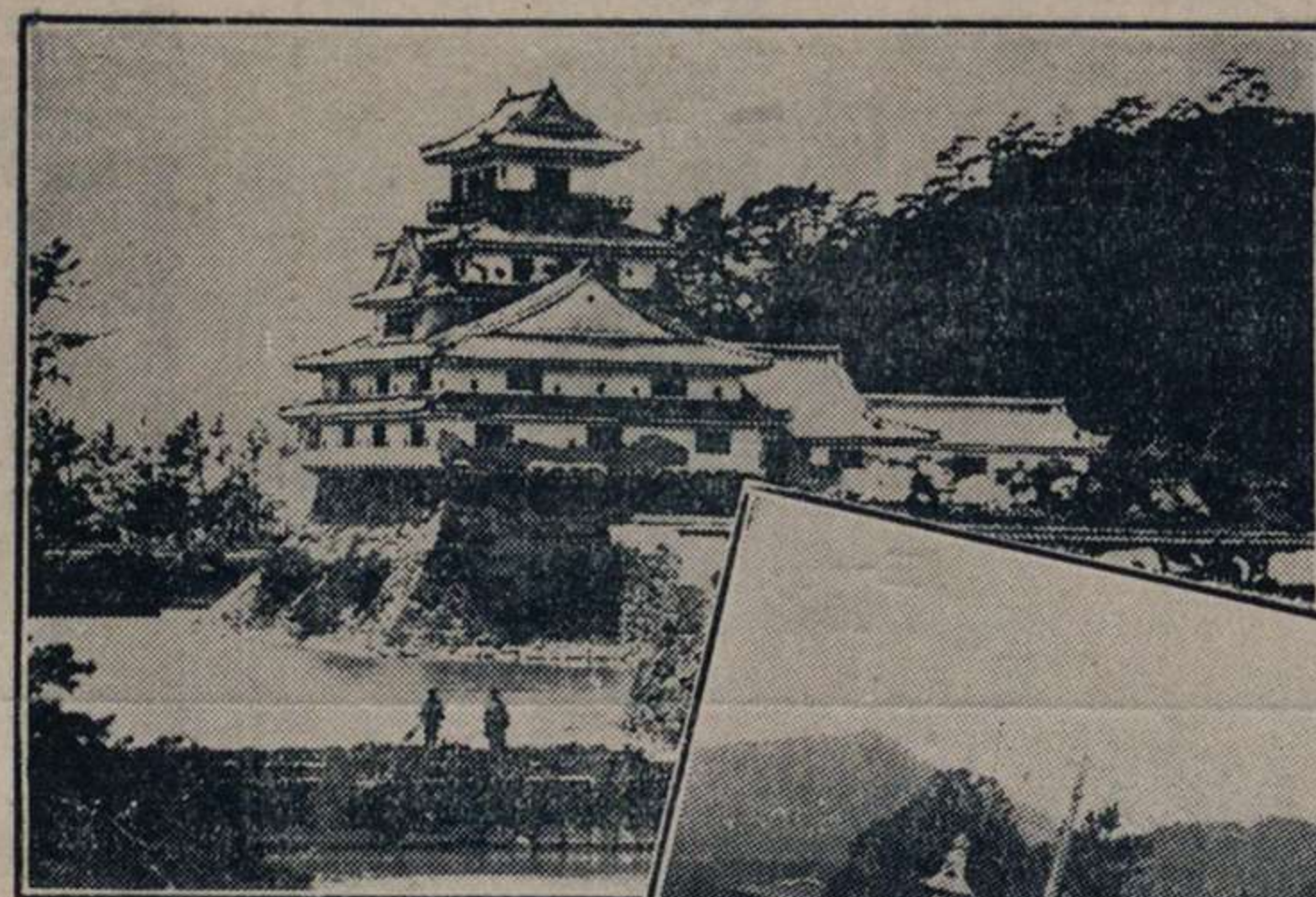


報月萩

號七拾第



號月八年四和昭



行發町萩縣口山

目次

庶般行政	至自 六一
表	至自 七六
學	至自 一五七
產	至自 三〇五
業	至自 三〇五
財政經濟	至自 三三〇
軍事	至自 三三一
通信	至自 三三五
土木	至自 三七六
社會	至自 三八七
衛生	至自 四四八
人事	至自 四四九
雜事	至自 五三六

庶般行政

田中前首相並久原前遞相
歸萩

田中前首相は七月二十六日久原前遞相は二十四日東京を出發途中京都宮島に立寄り、二十七日午後八時三十二分小郡驛に下車せらる。當日林町長は大田、山本兩町會議員と共に小郡驛に迎へ、而して田中前首相は湯田松田屋旅館に久原前遞相は八木別荘に投宿、翌二十八日は山口市公會堂に於ける官民合同の歡迎會に臨席され二十九日午前七時半出發小郡驛發全八時七分の列車に乘車美禰線經由歸萩せられたり當日林町長は町會議員五名と共に出山其の他の町會議員は厚狹驛迄何れも出迎を爲したり一行厚狹驛に到着のとき出迎への町會議員記者團大正會員關係有志者に對し夫々挨拶あり次て驛廣場に於て地方出迎者に對し一場の謝辭を述べられ全九時

田中前首相並久原前遞相
歡迎會

二十分厚狹驛出發沿道の歡送裡に全十一時四十四分玉江驛に著學校生徒兒童各種團體の歡迎を受け全十一時五十分萩驛に下車驛頭より椿町に到る沿道の各學校生徒兒童各種團體一般歡迎者に對し逐一丁寧なる挨拶あり途中蓮正寺に於ける田中家祖先の墳墓に參拜せられ前首相は別邸へ久原前遞相は南古萩町安富家へ入られたり。

七月三十日午後七時より明倫小學校々庭に於て萩町主催の歡迎會を開催せり。會場は電飾美々しく會集者の食卓に向つて南面に天幕を以て一段の高台を設け主賓席と爲し設備上遺憾なきを期せり午後七時半煙火を會圖に金子助役の開會の辭に次ぎ

林町長は中央の高台より歓迎の辭を朗讀し田中前首相及久原前遞相の謝辭ありそれより開宴此の間二三の所感演説を了り宴半にして林町長發聲のもとに前兩相の萬歳を三唱し大盛會裡に午後九時閉會したり因に前兩相の外男爵令息龍夫君縣下選出代議士兒玉右二、西村茂生、吉木陽及萩町出身沖繩縣選出代議士竹下文隆の諸氏陪賓として列席せられたり尙當日の歡迎會出席者は一千有余名に達し盛況を極めたり。

●財政緊縮に關する山口縣訓令

政府の施政方針に基き今日の時局を匡救し以て國民生活の安定を圖るには固より官民一致の協力に俟たざるべからずと雖特に中央並地方財政に於て一大英斷を以て之が整理緊縮を敢行するにあらざれば到底其の目的を達成し難し依て政府は地方債の許可に就き當分の内左の方針に依ることに決定せられたり各位深く此の趣旨を諒し財政經理上遺憾なきを期せらるべし。

昭和四年七月二十日 山口縣知事 黒崎 眞也
記
一、新規事業に付ては災害豫防及復舊事業並失業救濟事業の如きものにして眞に緊急避くべからざるもの、外之を許可せざることを、既に起債の許可を爲したる事業と雖極力之が打切又は繰延を實行すること

●第六回町會

七月九日午後二時より開會昭和四年度萩町特別稅戶數割賦課額決定の件外六件を附議し何れも原案の通過可決確定せり。

●七月中に於ける本町各種委員會の開催

四日午前九時より不要存置地評價の件並町有林地賃付に關する件に付林野整理委員會開催

●方面委員囑託

財團法人山口縣社會事業協會會長より當區方面委員増置に依る左記十一名に對し七月一日付同委員を囑託し來れり。

谷 井 キ ク	田 北 キ ク
齊 藤 將 人	花 村 久 之 進
重 富 法 光	淺 野 小 次 郎
吉 岡 龍 一	中 所 元 雄
淺 海 半 助	山 本 公 房
瀧 野 槌 三	

右の通方面委員増置に伴ひ其の擔當區域を左の通改定せり。

方面委員擔當區域

川 島	井 山 藤 一
土 原	谷 井 キ ク
橋 本 町、御許町、唐樋町	山 中 三 吉
江 向	馬 屋 原 五 郎
河 添	淺 海 半 助
平安古町、南古萩町	後 藤 泰 巖

堀内、南片河町、北片河町	花 村 久 之 進
吳服町、油屋町、古魚店町、春若町	齊 藤 將 人
今魚店町、樽屋町、塩屋町、細工町、戎町	渡 邊 曜 朗
瓦町、米屋町、西田町、東田町、津守町	田 北 キ ク
上五間町、下五間町、熊谷町	金 子 虎 吉
吉田町、古萩町、今古萩町	重 富 法 光
北古萩町	中 所 元 雄
濱崎町、濱崎新町、東濱崎町	馬 庭 彦 一
目代、中津江、上野、椎原	淺 野 小 次 郎
中ノ倉、松本市、船津、無田ヶ原	片 山 岩 根
鶴江、香川津	山 本 公 房
前小畑、後地、後小畑、小畑浦	前 田 正 敏
越ヶ濱	岸 田 雪 城
沖原、霧口、濁淵	瀧 野 槌 三
金谷、椿町、雜式町	大 和 春 三
河内、笠屋、大屋、青海	國 司 武 若
木間	吉 岡 龍 一
山田、奥玉江	來 島 谷 藏

玉江浦、倉江、小原 齊藤金祐

萩町辭令

萩町雇を命ず 稅務課勤務を命ず 淺野秀孝

(六月三十日付)

書記 三村寅市

依願免本職

(七月十日付)

浚渫船機關士心得 永富三郎

依願免本職

(七月六日付)

叙任及辭令

逓信大臣秘書官 藤田包助

陸叙高等官三等

公立實業學校長 栗屋春太郎

陸シテ高等官三等ヲ以テ待遇セラル (萩町出身)

叙從五位 正六位 藤田包助

從五位勳六等

岩田博藏

任山口高等學校長 叙高等官二等

逓信大臣秘書官 藤田包助

依願免本官

從五位

澤本與一

任鐵道大臣秘書官

從二位勳一等功三級男爵 田中義一

特ニ前官ノ禮遇ヲ賜フ

正五位勳四等 黑崎眞也

任山口縣知事 叙高等官二等

山口縣知事從四位勳三等 大森吉五郎

任熊本縣知事 叙高等官一等

稅關事務官補兼稅關監視專賣局書記

柳 憲二

任關稅官 叙高等官七等

山口縣書記官從五位勳六等 近藤駿介

任警視廳書記官 叙高等官三等

地方警視正六位 山内義文

任山口縣書記官 叙高等官四等

關稅官 柳 憲二

依願免本官

山口縣書記官 山内義文

補警察部長

鐵道局長 米山辰夫

補門司鐵道局長

鐵道局書記從七位勳六等 原田作太郎

任鐵道局副參事 叙高等官七等(元萩驛長)

鐵道局副參事 原田作太郎

依願免本官

山口縣書記官從五位勳六等 赤松 小寅

任長崎縣書記官 叙高等官三等

長崎縣書記官陸軍歩兵少尉從五位

小早川貞登

任山口縣書記官 叙高等官三等

鐵道技師 永田民也

工務局保線課長ヲ命ス (萩町出身)

鐵道局技師 武井明通

門司鐵道局下關運輸事務所長ヲ命ス

鐵道局技師 田代瑞穂

任鐵道省山口建設事務所長

稅關事務官補 有門彌一郎

任萩稅關支署長

鐵道局技師 佐武正一

任鐵道省盛岡建設事務所長

〇七月中發令の主要法令〇

●國の法規

一、稚蠶共同桑園設置獎勵規則(七月三日農林省令第十七號)

一、農業調查徽章制定(七月六日內閣告示第四號)

一、社會政策審議會官制(七月十八日勅令第二百三十八號)

一、關稅審議會官制(七月十八日勅令第二百三十九號)

一、國際貸借審議會官制(七月十八日勅令第二百四十號)

十號)

●萩町告示の主なるもの

- 一、町會招集の件
- 一、町會に於て議案決定事項の件
- 一、豫算更正の件
- 一、農業調査員任命の件
- 一、定期清潔方法施行に關する件

●阿武大津兩郡庶務主任集會

本縣の招集に依り七月三十一日午前八時より萩町會

議事堂に於て阿武大津兩郡内各町村庶務主任集會を開會縣より原田地方課長前田、中村兩縣屬臨席改正町村制に付研究を遂げ午後一時閉會せり

●新任黑崎知事來萩

七月十九日午前十時半玉野官房主事を隨へ來廳吏員の出迎を受け樓上に於て林町長より町勢の一斑を聽取し終つて明倫小學校中等學校松陰神社越ヶ濱等各行啓の地其の他史蹟を巡視し午後五時歸廳せり

旌表

●褒狀

今回山口縣知事より別項の事由に依り夫々褒狀を下附せられたり。

公爵 毛利元昭

萩町々村道敷地として金六百拾四圓寄附

原田敏子

萩町窮民救助として金壹百五拾圓寄附

菊屋孫輔

萩町窮民救助として金壹百五拾圓寄附

能美留壽

萩町窮民救助として國庫債券額面壹千圓寄附

山根八五郎

萩町立木間尋常高等小學校敷地として田地參拾八坪寄附

越ヶ濱區代表者 井町松三郎

萩町立越ヶ濱尋常高等小學校設備費として金百貳拾圓寄附

山本富子

萩町立椿西尋常高等小學校備品費として金壹百圓寄附

●御沙汰書下賜

御大禮の際萩町よりの献上品に對し今般宮内大臣より左記の通御沙汰書を送附せらる

一泉流山萩焼花瓶 壹對

右

御大禮に付奉祝の爲献上相成候處

御嘉納被爲在候

昭和三年十一月十日

宮内大臣 一木喜徳郎

山口縣阿武郡萩町長

從五位勳六等 林 勇 輔 殿

御大禮の際左記個人よりの献上品に對し今般宮内大臣より御嘉納あらせられたる旨傳達ありたり。

萩焼菊花透香爐壹個 坂 高麗左衛門

學事

●小學校教員異動

京都府葛野郡梅ヶ畑尋常高等小學校訓導

柴田 國夫

越ヶ濱尋常高等小學校訓導に任す

七月十二日付 山口 縣

●小學校職員休職

明倫尋常高等小學校訓導 宮川 英夫

小學校令施行規則第二百二十二條第一號に依り休職を命ず

(七月二十五日付) 山口 縣

●實業補習學校水産科指導

七月一日午前九時より越ヶ濱實業補習學校に於て山口縣水産試験場長高橋照文氏に依り水産科の指導を行へり當日原田本縣視學林町長臨席したり。

講習期間中輪番を以て救護の任に當らるゝことゝなれり

●夏期林間學校開設

山口縣及阿武郡の教育會並萩町の聯合主催に依り小學校兒童の養護施設として特に虚弱兒童七十一名を收容し七月二十八日より八月十日迄毎日午前八時三十分より午後四時三十分迄當町志都岐公園内の東園に夏期林間學校を開設することゝなり七月二十八日午前九時同所に於て其の開校式を舉行せり縣廳よりは渡邊學校衛生主事臨席來賓寺島男爵官衛長の外多數參列ありて閉式し式後田中主幹以下指導員と保護者との懇談を遂ぐる所ありたり

因に田中久原前兩相は七月三十日林間學校を視察おやつ代として多額の金圓を寄贈せられたり

●縣設教員夏期講習會

八月二十五日より二十八日迄四日間明倫小學校に於

●游泳講習會開設

山口縣教育會、阿武郡教育會、萩町及萩商工會聯合主催の游泳講習會は七月二十六日より八月六日迄十二日間菊ヶ濱海水浴場にて開催のことゝなり明倫小學校訓導村田繁樹氏講師として任命されたり二十六日午前十時菊ヶ濱松林中に於て開會式舉行講習員は四百余名の多數に達せり右講師の外助手數名の指導に依り八月四日遠泳大會を催ふし六日閉會式(式後游泳大會を行ふ)を舉ぐる豫定なり

設備の概要左の如し

水上設備

飛込臺三基 ターニング臺二基 境界浮標 巡

視船二隻

陸上設備

事務所 自動電話 男女脫衣所各一箇所 淡水

浴場二箇所 休憩所 便所

因に大橋明治、和田涉、芳野愛介、玉木亟輔、田北信一、中村剛太郎、村田清熊、山本勉彌、増野純亮、齊藤壽福、門田豐熊及世良捨松の各醫師は

て防長史に關する講習會開設の寄講師は文學士横山健堂氏なり。

因に講習時間は午前八時より正午迄とす。

●椿東小學校保護者會

七月五日全校兒童保護者會を開催同日は午前八時より十時半まで各學級の授業參觀を行ひ十時半より二回に分ち校長の談話及擔當教員の懇談を遂げる所あり

尙當日は多數の保護者出席し例により處女會員のバザーの如きも出品の全部を賣却せられたり。

●椿東小學校水泳講習會

七月十八日より五日間前小畑濱に於て毎日午前十時より尋五以上の男女兒童を技量と性別により十二組に分ち水泳講習會を開催せり

訓導居田省吾指導主任となり其の他の教員は助手及陸上監督の任に當り周到なる注意のもとに行はれ一

人の事故もなく豫定の通終了又二十三日は午前九時より灣内に於て永遠及大會を併せ行ひ成績の優劣出席の多少により講習證書を授與したり

●椿東處女會月例会

七月四日午後二時より約一時間例により松陰神社記念館の掃除を行ひ同三時より作法室に於て金山學校看護婦の病人に衣服の着せ方、敷布の取替方、便の取り方、重症患者の熱の測り方等看護上の實地指導あり頗る有効裡に閉會せり

◎文部省主催青年訓練所 指導者講習會概況

堀田椿青年訓練所主事及秋田萩町學務課長は七月三日より六日まで四日間福岡縣小倉市に於て開催の文部省主催第五回青年訓練所指導者講習會に出席せり講演の要旨左の如し

因に講習會員は全國府縣及滿洲方面より來合せり

者及社會教育主事青年訓練所主事及指導員其の他二百五十余名に及び講習期間中附近三市の青年訓練所兵器廠八幡製鐵所等を見學せしめられたり

一、小尾文部省社會教育課長講演の要旨

大正十五年七月一日より開所したる青年訓練に對する本省の立場と其の所感を述べ青年教育の極めて重要なことを時代の進運に隨伴するの必要上より國際競争及協調の必要上より又民族自立の必要上より並に人格の力を涵養する必要上より説き起し、我國の青年教育と歐米列強國の夫れとを比較考察して本邦の青年教育を向上せしむることの必要を痛切に感ずる旨を述べ、特に内容を充實し專任の教員を設置し出席を良好ならしむることは現下の急務であつて、指導の實際も、一般的抽象的の指導より國民生活の具體的指導を重視し、就中國民精神の涵養に力を注ぎ公民教育の効果を擧ぐることを高調し、國民の力の統一の必要上犧牲的精神態度を養成すること、團體訓練の重要な意義を自覺すること、形式主義の弊を脱却すること、青年に對する成人及指導者の活きたる模範に

留意し贅澤な生活を改めねばならぬとし特に青年に向つて健全な政治教育を施すことの必要を述べられた

一、原田陸軍少將講演の要旨

陸軍次官の代理として青年訓練に對する指導者の奮勵努力を希望する旨を述べ、社會思想の傾向の不良なるものは國民生活上に大なる影響あること畏くも 聖上陛下は青年の修養上には特に大御心を注がせ給ふことを實例を以て謹話し、軍部も青年訓練の助力に努め居ること、近時この訓練を受ける青年は従前に比し秩序を重じ規律を守り眞面目な態度になりつゝあることは教練の査閲及入營時の検査に際し之を認めることができる就中入營兵の花柳病患者を調べてみても未修了者の三%八に對し修了者は僅かに一%六に過ぎざる状態であり徴兵検査當時の言動も逐年良き傾向を示して居る、されど青年訓練所生徒の入所率及出席率は猶ほ不充分の現状であるから大に奨勵努力せなければならぬ、而して教練指導査閲檢定並に修了證授與上の取扱等につきて研究を要することを説かれ

最後に青年訓練は我國防上に影響する所大なれば一層之が振興を圖るべきことを述べられた

一、小田九州帝國大學教授の講演要旨

先づ農村教育の眞髓と題し左記要目につきて講演せられた

一、農村教育と都市教育

現時盛に農村教育が叫はれるやうになつたのは從來あまりに都市教育に偏した反動であるとしもとく農村生活は都市生活よりも根原であつた、これは文明發達の過程經路を吟味すればわかることで農村と都市とは本質的には相違のないものである、これを譬へてみれば扇のやうなものであつて「カナメ」を中心根本として發展して居る、それで其の「カナメ」に着眼して教育をすれば甚しく偏倚した教育を避け得ると思ふ、農村教育は文化の立場から施さるべきもので、農村教育即農業教育ではない、現時の農村には農業以外に種々の職業があるから其の点は能く考慮を拂はねばならぬと思ふ

一、農村教育の目標

先づ都市と農村とは本質的には差異の無いものとすれば必ず共通の事柄がある、これを忘れてはならぬ、教養の材料を選ぶことも又排列する上にも根本の考へ方を過つてはならぬ、金錢を大切な標準とした唯物論者の價值判定を改めねばならぬ、又消費の立場から考へた經濟を要求せねばならぬと思ふ、之を要するに社會的個人を教育することが農村教育の目標である、

一、青年の訓練

青年を教養する上に心を用ゐねばならぬ大切な点は實物に接し直觀に訴へることである、個人的でなく社會人としての體驗を得せしめることであり實驗せしめることである

農村教育の中で青年の訓練を如何にすべきかは重要な問題である、團体的に鍛鍊することも又各自の個性を磨き上げることも大切である、青年は意氣に感動する傾向を有つて居るから心と心との接觸によつて激勵感奮興起せしめねばならぬ、現時の青年は「自らを知る」といふことが缺けてゐるから能く境遇を視究はめ運命を覺

らせねばならぬ、そして一の仕事に全力を以て働かせねばならぬ腹の教育が大切である頭の教育や胸の教育に偏倚つてはいけぬ、時勢を達觀させることが必要である

一、農村社會の進展

或る時代は統一劃一を主として社會が設営されたこともあるが又或る時代は自由を重して行つたものである、その自由が行過ぎるとまた弊害が生じた、そこで次の時代は何を主とするかを考察するとそれは「公正」を重要視せなければならぬことになると思ふ

一、西博士の講演要旨

現代思想と國家生活の題下に左の如き要領を述べられた

一、現代に於ける不平等觀

社會に不平等の起る原因は色々あるが、その中で勢力の推移變遷に因つて生ずるものもその一である、即ち統一力の中心が武力にある時もあれば、又門地を重んずる時もある、又ある時は宗教等に由ることもあるといふやうに、夫々

時と處とに因りて異つてゐる、それから文明特に産業的文明(インダス、シビルゼーション)の影響に由ることもまた其の一である例へば亞米利加合衆國の如きは文明の力で富を作ること

を重視して居るこれより延いて富と政治の力とを結合させる即ち金權と政權とを結合させて行くといふことになつた、これが又我國にも影響を受けて居るのである、要するに外部的物質的本位の社會相が其の主要原因であるやうに思ふ

一、現代に於ける平等要求の種々

物質的富の不平等から社會生活個人生活上種々な色彩が現はれる、茲に不平等が生じ、終に資本主義と社會主義とが對立して争ふやうになつた、處が此の兩者の争ふ論点をよく吟味して視ると兩者には共通の要求点を見出すことが出来る、それは個人主義と物質主義である、共に力を以て力を制する行き方である、かみくだいて視れば資本主義は「富」を中核として産業上の優勝劣敗を承認してゐるから矢張個人主義であり、衣食住等の趣味も物質主義であり、そして

自由生存競争を認容して自己の力を盡し、發揮して行く、之に對して社會主義は多數の人の力によつて自己個人の慾望享樂を満足しやうとする、宗教其の他精神的道德を認めないで物質を偏重する、唯兩者を比較すると力の出處が異なるだけである

要するに此の兩者は眞に統一ある社會を形成する上から充分改良せねばならぬと思ふ

一、我が國家生活に於ける平等性

眞に統一ある社會を成すには精神主義によらねばならぬと思ふ、例へば同じ飲食するにしても衆と共に樂む物質要求は手段であつて唯一の目的と觀ない、そこに禮儀が自然に起つて來る多數の貧困者に接したとき、彼等を何とかして遣りたいといふ義氣が生じて來るのが精神主義の顯はれである

彼の佛蘭西革命の標語に自由、平等、同胞(博愛)といふのがあるが資本主義は自由(個人的物質的)社會主義は平等、同胞(個人的物質的)を高調するが結局精神主義ではない、精神主義

は人格的關係に依つて精神化することに重点を置く例へば工場あの器械の裏面に横はる理由を諒解せしめて知的満足と與へることも其の一つである

すべて仕事の價値を皆の者に知らせてやる、自分の仕事と社會との相關々係を理解して行く即ち自他の關係を領得して行くことが大切である労働も精神化すれば大なる價値活動となつて来る、一切が聯關貫通することが必要である、科學者も宗教者も城壁を設くる間は駄目である、富をつくる爲に戰爭を起すことは悲惨事である畢竟物質的享樂、個人的満足に墮ちて各自々々の仕事の地位を自覺することを輕んぜぬやうに留意したい、特に成人指導者に要望したい然らば彼の娛樂は如何なる價値を有つか、是は吾人の心を慰め心氣轉換して心に彈力あらしめるやうにするには必要である、殊に世の中が分業的になるにつれて仕事が單調になるから益々その要求を生じて来る、この点から見ると農業といふ仕事はこの單調を矯救するに適當な仕事

である
社會の職業は多種多様であるが之に従事する個人の意思を表現するやうに仕向けたい、或る事を決定するに個人の意思を加入關與させることは必要である、然し利權爭奪とならぬやうに留意せねばならぬ
結局、吾人は精神の奥底に潜んでゐる敬愛の情を喚起して我も人も同じくこの至情の源泉に觸れて忠孝一致の實踐化を一切平等に行ふことは現下の緊要事である。

協議題一青年訓練振興に關し今後一層改善を要す

べき事項

- 一、一般
1、各地方毎に其の實情に應じ入所獎勵の爲最も有効と認めたる方法
- 2、同じく出席獎勵方法如何
- 3、訓練所と男女青少年團、市町村、實業補習學校、小學校、在郷軍人會、消防組、市町村衛生組合及戸主會等との連絡方法如何
- 4、青年訓練を實生活に適應せしむる方法如何

●志都岐山神社所藏國寶出陳

七月一日付を以て志都岐山神社所藏國寶太刀一口銘延吉を國寶保存法に依り一年間靖國神社附屬遊就館へ出陳を命ぜられたり。
因に本件は従前古社寺保存法に依り出陳命令中のものにして今回保存法の施行により更めて命令せられたるものなり。

●社會教育講演會開催

阿武郡教育會主催に依り陸軍少將守永彌惣次氏を招聘し七月二十五日午後七時三十分より椿西小學校同月二十六日午後七時三十分より玉江浦公會堂に於て家族制度其他社會教育に關する講演會を開催時節柄多數の聴講者ありたり。

産

業

- 5、青年訓練實施以來教育上、風紀上及衛生上等に及ぼせる影響如何
 - 6、青年訓練に於ける科外教授には如何なるものを適當となすや
 - 7、主事指導員の教練習得の方法如何
 - 8、訓練振作上最も苦心したる事項
- 二、教練
- 1、教練指導上最も困難と感ずる事項
 - 2、教練の効果が具体的に日常生活に及ぼせる影響如何
 - 3、教練指導員と學科指導員との連絡如何
 - 4、教練指導上特に創意工夫せる教授案にして他の訓練所に普及するを適當と認むる事項
- 三、都市農村に於ける研究議題

(以下次號)

●農業調査員任命

七月一日付を以て農業調査員を命ぜられたる者の氏名左の如し

佐藤一熊	荒地三郎
伊藤辰三	伊藤清行
田中清作	中村稔藏
小野村音吉	藤田貞一
中村正一	山縣卯助
田中市熊	阿島要一
岡彌太郎	黒原義季
來島武一	池内壽一
藤野萬吉	藤井頼三
岩崎國光	竹内剛介
西山和一	林市藏
原榮作	以上正員
江山吉五郎	時山帳藏
堀上彌一	成澤廣
鈴川喜重	中島秀男
岩本治定	岩武滋義

大谷 槌太 溝部 勝利
以上豫備員

●蠶種賣買免許證下附

山口縣蠶種賣買業者取締規則に依り免許証を下附せられたる者の内萩町關係の分左の如し
藤井庭太郎 山根房雄 今岡久次郎

●萩養蠶組合椿支部總會

七月十三日午後七時より椿區沖原南明寺に於て定期總會開催林町長佐々木郡農會技手大谷町技手臨席し林町長の訓話佐々木技手の蠶業上に就ての講演あり午後十時閉會せり。

●臨時山口縣蠶業取締所

出張所設置

七月二十二日より二十四日迄臨時山口縣蠶業取締所

出張所を萩町役場内に開設本縣より金子技手出張蠶種其の他の検査を施行せり。

●船舶職員養成講習會

七月二日町公會堂に於て萩町主催にかゝる船舶職員養成講習會を開催せり。當日は午前九時林町長の式辭に次ぎ講師の挨拶あり直ちに甲板部機關部に分ち講習を開始、講師本縣水産試験場技師鹽澤虎馬雄氏は甲板部を、大日本水産會技師小茂島豐三郎氏は機關部を擔任し縣内外より集る講習生二百十三名の多きに及べり

七月二十二日午後四時閉會式を行ふ。林町長井上彌七山村次郎氏其の他關係者臨席の下に修業証書を授與せり
尚同月廿四日より引續き町公會堂に於て船舶職員試験施行中なり。

●萩町立工業傳習所狀況

一、七月六日 滿鐵消費組合に對し注文品を發送

す

一、七月十日 北鮮雄基松尾商店に對し注文品を發送す

一、七月十一日 山本重一傳習生として竹工科に入所す

一、七月廿二日 山縣一郎同上

一、七月廿六日 下關生駒商店に對し製作品を發送す

●萩竹材輸出組合に於ける

竹材結束の基準

當地の竹材は他地方に比較し品質甚だ良好なれ共結束上寸法の混束及び虫食ひ先折れウキス等の混入あり爲に一般の聲價を失墜し取引上に不利不便を來し販賣の圓滑を欠くの狀況に在り依て今回萩竹材輸出組合を組織し左記基準に依る完全なる結束を爲し品位の向上販路の擴張を計ることゝなれり

竹材壹束の基準

一、尺二寸

壹

本

一、尺一寸ニ七寸	各壹本
一、尺ニ八寸	各壹本
一、九寸	貳本
一、八寸	參本
一、七寸	四本
一、六寸	六本
一、五寸	十本
一、四寸	二十本
一、三寸	四十本
一、二寸柄	六十本
一、寸柄	百本
以上	但し正二寸のこと

◎寸検は七節目とす
◎虫食ひ先折れウキスは絶対混入せざることを
◎混束は一際取引せず

◎山田木炭共同賣捌組合

販賣規程

第一條 當組合に於て販賣すべき木炭は種類等級別

に區分し且つ適當の數量に分ち指定仲買人三名以上をして入札せしめ最高入札者を買受人と定む但し豫定價格に達せざるときは落札せざることをあるべし

第二條 前條の入札に加入せんとする者は木炭賣買を業とし身許保證金貳拾五圓を納入し組合長より指定せられ約諾書を差出したる者又は其の代理者に限る

本條の有資格者は場合に依り通信を以て入札することを得

第三條 入札は所定の用紙を使用し一度投入したる入札は何等の事故あるも取消し又は訂正を許さず但し事情止むを得ずと認むるときは改め入札を採用することあるべし

第四條 開札は其の都度振鈴を以て豫告す入札者は在席すべし不在者は落札に付異議を申立ることを得ず

第五條 入札にして住所氏名金額の判明せざるものは無効とす

第六條 同價格の落札者二名以上あるときは一應當

事者をして協定せしむ協定不成立と認むるときは抽籤其の他の方法に依り入札擔當者之を決定す

第七條 入札中談合密約其の他不正行爲ありと認むるとき又は仲買人の出席少數なる場合は入札の執行を停止し第一條の規定に依らずして入札擔當者適宜に處分することを得

第八條 前條の場合に於ては組合長は便宜小賣部を開設し又は特約店を置くことを得

第九條 落札者は三日以内に買受木炭代金を完納すべし

第十條 出荷者並に買受人は組合より發行する仕切票に誤謬を發見したるときは前條の期日内に申立つべし此の期間經過後は其の申出を拒否することあるべし

第十一條 買受人は落札後四日以内に買受木炭全部を必ず組合より出庫すべし但し買受代金完納に至らざるものは出庫することを許さず

第十二條 買受木炭出庫期間内に木炭の搬出不可能なるときは其の期間の猶豫を組合に申出で許可を受くべし但し此の場合不可抗力に因るの外壹俵に

付一日金五厘の倉敷料を徴收す

第十三條 落札當日より搬出迄の期間は本組合に於て木炭の保管を爲す但し天災地變等不可抗力に依る損害は當組合其の責に任せず

第十四條 本組合規約第二十五條の販賣定日（毎月五日、十五日、二十五日）を都合に依り臨時變更することあるべし此の場合に於ては其の旨當事者に告知す

第十五條 指定仲買人又は其の代理者にして左記各號の一に該當し誠告を與ふるも尙改めざるときは其の輕重に依り退場取引停止又は禁止保證金の沒收を爲すことあるべし此の場合沒收したる保證金は組合の所得とす

一、入札者入札取消を爲したるとき

一、買受人期日内に代金を完納せざるるとき

一、買受人木炭搬出期日迄に故なくして出庫せざるるとき

一、組合の業務に妨害を加ふるの言動を爲したるとき

一、入札に際し談合密約其の他不正行爲ありと認

めたるべき

第十六條 當組合は身許保証金の納入者に對し保管証書を交付し山田信用組合貯金として之を保管す依て組合所定の利子を添付す

第十七條 前條の保管金は第十五條に依り處分せらるゝ場合の外左記各號の一に該當するときは保管証と引換に元利金を返還す

一、仲買人を脱退したるとき

一、組合を解散したるとき

第十八條 指定仲買人脱退せんとするものは其の旨組合長に届出承認を受くべし其の權利義務を繼承する後繼者を推舉する場合亦同し

第十九條 仲買人の指定は參拾五名以内とす但し組合長に於て特に必要ありと認むるときは五名以内を限り増員することあるべし

附 則

第二十條 本規程は發布の日より之を施行す

◎萩蒲鉾業組合規約

萩區の蒲鉾業同業者は製品の改良統一を期し併せて生産費の低減を企圖する爲今回左の通組合規約を定め綾木市藏氏を組合長に井町多作氏を副組合長に選定せり

萩蒲鉾業組合規約

第一章 總則

第一條 本組合は組合員相互の親睦と業務の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正し組合員相互の福利を増進するを以て目的とす

第二條 本組合は萩蒲鉾業組合と稱す

第三條 本組合の地區は山口縣阿武郡萩町の區域に依る

第四條 本組合は地區内に於ける蒲鉾製造販賣業者を以て組織す

第五條 本組合の事務所を山口縣阿武郡萩町大字濱崎町第百參拾七番地に置く

第六條 第一條の目的を達する爲本組合の執行すべき業務概ね左の如し

一、製品の不正競争を防遏する事項

二、製品原料調味材料製造器具機械の共同購置に關する事項

三、商取引の改善上必要なる調査研究及指導に關する事項

四、工場衛生清潔法執行に關する事項

五、職工徒弟の教養に關する事項

六、職工徒弟の爭奪防止に關する事項

七、營業上の紛議調停に關する事項

八、博覽會共進會等の出品に關する事項

九、官廳に對する答申及意見上申に關する事項

十、其の他本組合の目的を達する爲必要なる事項

第七條 本組合に於て使用する印章左の如し

(印章省略)

第二章 加入及脱退

第八條 新に本組合の組合員たらしむるものあるときは必ず現在組合員の紹介に依り加入せしむるものとす

第九條 本組合員は組合より交附する左の証標を店頭見易き所に掲示すべし

(証票省略)

第十條 組合員營業を廢止したるときは組合長に申出て右証標を返還すべし

前項の申出ありたるときは組合長は其の氏名を名簿より抹消す

第十一條 組合員住所を變更したるときは直に組合長に届出づべし

第十二條 組合員營業を他に譲渡したるときは譲渡人讓受人連署を以て組合長に届出づべし

第十三條 新に組合に加入する者より加入金を徴收す其の金額は理事會の議決により組合長之を定む

第十四條 組合員正當の事由に依り本組合を脱退或は權利讓渡の際に限り本組合が當然必要とすべき計算は理事會に諮り組合長之を定む

第三章 組合員の權利義務

第十五條 組合員は總會に出席し表決を爲す權利並に役員の選舉權及被選舉權を有す

第十六條 組合員は規約及會議の決議を遵守し要すれば組合經費を負擔する義務を負ふ

第四章 役員及職員

第十七條 本組合に理事十名監事二名を置く理事は組合長一名副組合長一名及會計三名を互選す

第十八條 組合長は組合を代表し其の業務を擔任す

第十九條 組合長の擔任する業務の概目左の如し
一、總會の議決を経べき事件に付其の議案を提出し其の議決を實行すること

二、組合の財産を管理し其の運用及借入金に關すること

三、組合の收入支出其の他會計事務を統轄すること

四、證書及公文書を保管すること

五、組合の經費手数料を徴收すること

六、規約其の他に依り組合長の職權に屬すること

第二十條 役員は總會に於て組合員中より之を選擧す

第二十一條 役員の選舉は無記名投票を以て之を行ひ有効票の最多數を得たるものを當選者とす得票同數なるときは年長者を採り同年なるときは抽籤を以て定む

第二十二條 役員は名譽職とし其の任期左の如し但

し再選を妨けず

理事の任期は二ケ年とし監事の任期は二ケ年とす役員は任期満了後と雖後任者の就任する迄其の職務を行ふものとす

第二十三條 役員は正當の理由なくして其の職を辭することを得ず

第二十四條 役員にして三期以上勤続したる者には功勞證及賞盃一個を贈呈す

第二十五條 辭任其の他の事由により役員に欠員を生じたるときは次の通常總會を待つこと能はざる場合に限り臨時總會を招集し補欠選舉を行ふ補欠の爲選舉されたる役員は前任者の任期を繼承す

第二十六條 左の各號の一に該當するものは役員たることを得ず

- 一、禁治產若は準禁治產の宣告を受けたるもの
- 二、復權せざる破產者又は家資分散者
- 三、禁錮以上の刑に處せられ満期又は赦免後一ケ年を経ざる者及刑の執行猶豫中に屬する者
- 四、未成年者及婦女子

五、本規約に依り違約處分を受け滿一ケ年を経ざるもの

第二十七條 本組合は必要あるときは組合員其の他の者を顧問に囑託することあるべし顧問の囑託は理事會の議決を経るを要す

第二十八條 本組合に書記若干名を置き組合長の指揮に従ひ各種の業務に従事す

第二十九條 書記の任免は理事會に諮詢して組合長之を行ふ

第三十條 職員の服務規定は理事會の議決を経て組合長之を定む

第五章 會議

第三十一條 本組合の會議は通常臨時の二種とし通常總會は毎年五月之を開く臨時總會は左の場合に之を開く

- 一、組合長に於て必要ありと認めたるとき
 - 二、理事會の議決を以て要求したるとき
 - 三、組合員三分の一以上より會議の目的たる事項及招集の理由を示し請求ありたるとき
- 第三十二條 總會に於て議定すべき事項概ね左の如

し

一、規約變更の件

二、役員選舉の件

三、經費豫算並に賦課徵收方法に關する件

四、經費決算並に業務成績に關する件

五、組合財産の管理並に處分に關する件

六、其の他理事會に於て必要と認めたる諸件

第三十三條 本組合に理事會を置き理事を以て之を組織す

第三十四條 理事會は組合長に於て必要と認めたる

とき及理事三分の一以上より會議の目的たる事項及招集の理由を示し要求ありたるとき之を招集す

第三十五條 理事會に於て議定すべき事項概ね左の如し

- 一、總會に提出すべき議案審査の件
- 二、業務に關する建議請願陳情の件
- 三、組合財産及業務狀況監査の件
- 四、規約施行に關する規定制定並に變更の件
- 五、違約者處分の件
- 六、紛議調停の件

七、組合長の諮詢に關する件

前各號の外組合業務上に關する必要な事項

第三十六條 會議は總て組合長之を招集す組合長會議を招集せんとするとき總會に在りては三日前理事會に在りては二日前に其の日時場所及會議の目的たる事項を通知すべし但し臨時急施を要する場合は其の期間を短縮することを得

第三十七條 會議は各定員の半数以上出席するに非ざれば之を開くことを得ず但し同一事項に付招集したる第貳回以後の總會に在りては組合總員の三分の一以上出席したるときは之を開くことを得

第三十八條 總會及理事會の議長は組合長之に當り組合長事故あるときは副組合長或は組合員の協定に依り之を定む但し經費決算並に業務成績報告認定組合財産及業務監督に關する議事に付ては組合長は議長たることを遠慮することを得

第三十九條 會議の議事は出席員過半数の同意を以て之を決す可否同數なるときは議長之を決す

第六章 事業執行

第一節 通則

第四十條 本組合の會計年度は毎年五月十九日に始まり翌年五月十八日迄とす

第四十一條 本組合の經費は組合員の負擔とし總會議決により之を定む

第四十二條 本組合には左の帳簿を備ふ

- 一、組合員名簿
- 一、日記帳
- 一、元帳
- 一、出資金台帳
- 一、積立金台帳
- 一、購買品台帳
- 一、販賣品台帳
- 一、什器台帳
- 一、預け金台帳
- 一、借入金台帳
- 一、損益台帳

一、其の他便宜の補助簿を設く

第四十三條 本組合の取引銀行は長周銀行支店とす

第四十四條 本組合の役員及職員の旅費支給規定及販賣手数料は理事會の議決を経て之を定む

第四十五條 本組合の決算は毎年度末之を行ひ各組合員の承認を求むるものとす

第四十六條 組合員は營業上の事項に付組合に對し調査又は指導を依頼することを得

第四十七條 組合員の雇傭する職工徒弟にして滿五ヶ年以上勤務し品行方正成績優良の者に對しては

本組合は之を表彰す其の表彰規定は理事會の議決を経て組合長之を定む

第四十八條 組合員中職工徒弟を傭入れんとする場合其の者が本組合員の雇傭せしものなるときは元雇主の承諾を経るにあらざれば之を傭入ることを得ず

第四十九條 本組合員は其の雇傭する職工徒弟の住所氏名年齢を組合長に届出づべし

第五十條 本組合員には組合員の職工徒弟名簿を備へ置き前條の届出ありたるときは之を加除すべし

第五十一條 本組合員中に於て婚姻死亡等ありたる場合は金若干を贈りて之が慶吊の意を表することあるべし

第二節 購買の部

第五十二條 本組合に於て賣却する物品左の如し

一、蒲鉾製造の爲必要な諸機械器具及消耗諸物品

一、其の他總會の議決を経たる物品

第五十三條 本組合員に賣却する物品の代價は原價を標準とし理事之を定む

第五十四條 組合員は物品引取と同時に其の代金の支拂を要す但し木炭及付板は毎月廿日に締切り月末迄に支拂ふこととし其の際止むを得ざる事情あるときは金參拾圓を限度とし一週間以内に完済せしむるものとす

第五十五條 本組合員は蒲鉾製造並に販賣上必要な諸物品は總て本組合より購入するを要す但し組合理事會に於て特に認めたるものは此の限に在らず

第五十六條 本組合員は組合員以外の者に對し蒲鉾原料及本組合の取扱ふ購買諸物品を買ひ與へむとする場合は豫め組合長に届出で其の承認を得たる後にあらざれば之を行ふことを得ず

第五十七條 本組合員中萩魚市場指定仲買人の資格なき者は購入物品の債務を確保する爲組合理事會に於て適當と認めたる保證人二名連署の上所定様式の契約證書を組合長に提出すべし

第五十八條 本組合員は組合員中購買代金の不拂其の他組合に對する不信義なる行為あり組合長より其の旨通達せる者に對しては絶対に購買物品を買

ひ與ふことを得ず

第五十九條 本組合員より組合に對する購入物品の注文は可成午前中に申込み午後配給を受ける様心掛くるものとす

第七章 違約者處分

第六十條 組合員中本組合より購入せる諸物品の代金の支拂を延滞或は債務を履行せざる場合は萩魚市場指定仲買歩戻積立金及特別歩戻金を差押へ當該歩戻金なきものは豫め提出せる連帶保証人を差押へ尙不足ある場合は第六十一條の規定を適用す

第六十一條 左の各號の一に該當するものより五圓以上百圓以下の違約金を徴収す

一、第四十八條、第五十五條、第五十八條の規定に違背したるもの

一、第四十九條及第五十六條の届出を爲さざること

一、組合よりの照會に對し理由なく回答せざるもの

一、理由なく會議に出席せざるもの
前項の違約金は理事會の議決に依り決定す

第六十二條 本組合の規約に違背し又は体面を毀損

せし者違約金を完納せざるときは理事會の議決により除名し其の旨を新聞に公告することあるべし
以上の場合に於て既に納付せる入會金及組合經費等は一切之を返還せざるは勿論組合員相互の信義を尊重する爲總會の議決に因り魚市場の取引停止を要求せらるゝも異議を申立つることを得ざるものとす

第八章 規約變更及組合の解散

第六十三條 本規約を變更せんとするときは總組合員の三分の二以上出席したる總會に於て其の三分の二以上の同意あるを要す本組合を解散せんとする場合亦同じ

第六十四條 本組合解散の議決を爲したるときは組合長或は副組合長を以て精算人とし組合長事故あるときは理事の互選を以て精算人を定む

第六十五條 精算の結果財産に剩餘を生じ或は負債を完済する能はざる場合は解散當時の組合員に分配又は賦課するものとす

第六十六條 精算人は三ヶ月以内に事務を終了し遅

滞なく其の結果を組合員に報告すべし

附 則

第六十七條 本規約は昭和八月一日より之を施行す

第六十八條 従前施行の規約は本規約施行の日より之を廢止す

●秋蠶飼育に就ての注意

本町勸業課より町内の當業者に對し左のパンフレットを配付せり

本年は近來稀なる高温乾燥の年として蠶種の催青並に飼育等には最も留意を要するに依り左記各項に付特に注意せられたき事

一、蠶種は成るべく共同注文として七十五六度乃至八十度の涼所にて湿度五、六、度の差を以て共同催青を行ふ事

二、催青の場所は地下室又は臭氣なき倉庫等に框差しと爲し乾燥過度なるときは樹葉濡蕈撒水等の方法を以て湿度の調節に努むる事

三、蠶兒の發生不良にして其の期間三日に渉る様の

ことあるときは初日發生の分は高温ならざる限り町寧に掃下し之を紙等に包み風穴井戸等の冷所に抑制し翌日發生のものと同時に掃立つる事
一、浸酸種(人工孵化種)に在りては乾燥に過ぐるときは發生不良の上に飼育困難となるものなれば特に注意する事

一、稚蠶期中は(殊に八月掃)蟻量に應じ擴席を怠らず一二齡中は絶へず新鮮なる桑葉を與へ散土等をなす事

一、夏秋蠶期は稚蠶桑葉の適當なるもの少き爲硬葉を與ふる場合は特に回數を増す事

一、高温なるときは日中より夜間の適温に於て食慾旺盛となるものなれば夜間の給桑を多量となすべき事

一、起蠶を長引かさず飼食は割合に早目にする事

●縣設副業講習會開催

萩町に於ける名勝舊蹟遊覽客は年々増加の狀況に在り仍て今回之に因める雜木利用ロクロ製土產品の講

記

一、會場 萩町立工業傳習所新川分場

二、會期 八月十日より八月二十三日迄二週間

傘骨製造講習會

一、會場 萩町立工業傳習所

一、會期 八月十日より全月二十九日迄二十日間

取
扱
高

萩魚市場 三三、五二三_円二九〇

同越ヶ濱出張所 一六、九二八、四一〇

同 玉江出張所 一二、一六五、〇三〇

計
六二、六一六、七三〇

四月分以降合計 三〇七、一六五、五六〇

◎七月中荻港輸出入貨物調

品名	輸出	輸入	消費地
	噸數	噸數	
杉丸太	二三、二三 円	一 円	關東州(大連)
	價格	價格	

◎七月中天氣類別日數

北	北	東	南	南	南	西	北	西	靜	最	多	方	向
五	一	一	五	五	一	五	三	七	靜	穩			

◎七月中の氣象

氣溫平均	最高氣溫	最低氣溫	雨雪量
二九、一六	三〇、四一	二三、二三	一四一糎六

◎七月中風向觀測

北	北	東	南	南	南	西	北	西	靜	最	多	方	向
五	一	一	五	五	一	五	三	七	靜	穩			

◎昭和四年五月中關係各開
港別輸出入額調

德	小	函	長	門	名	大	神	橫	港
山	樽	館	崎	司	屋	阪	戶	濱	別
一、〇四〇、一三〇	一、七八二、二〇〇	一、〇五七、六七一	三、七二五、〇九五	五、四五三、二七二	四〇、六三〇、九五九	六二、〇一一、五三六	六三、八五〇、九〇九	四	輸出額
一、〇八五、七〇四	六三〇、〇二六	九〇七、四三四	二、五七六、〇六四	八、七八〇、〇九二	二八、四五六、五九五	八一、七五六、九七八	六三、三八五、八七三	四	輸入額
一、〇八五、七〇四	一、六七〇、一五六	二、六八九、六四四	三、六三三、七三五	一、五〇五、一八七	一六、七二一、〇九二	一四二、七八八、五〇四	二七、二二六、七八二	四	合計

萩町の物價
(昭和四年七月)

中米(白米)	一石	三一、〇〇
裸麥(精白)	一石	二〇、〇〇
大豆	一石	二一、〇〇
白味噌	一貫	一、三〇
清酒(中等品)	一石	一一三、〇〇
白砂糖(洋)	百斤	二六、〇〇
赤砂糖(洋)	百斤	二〇、〇〇
鰹節(土佐)	一貫	一六、〇〇
牛肉(中等品)	百斤	八五、〇〇

蔬菜漬物
合計

二六二、三九〇	四一七〇
---------	------

$\frac{1}{1}$
 $\frac{1}{1}$ 全
 (全)

本年一月以降累計

出

入

計

敦賀 尾道系崎 伏木關津 宮下 萩境

二八八、二〇六	四六五、六九〇	七五三、八九六
二二、七〇五	一、八六一、八六五	一、八七四、五七〇
三五、一四〇	一、一七四、二九五	一、〇九、四三三
五三〇、五七一	一七八、八三三	七〇九、四〇四
一	一九六、七五六	一九六、七五六
二、二五	七四、九二八	七七、〇四三
三三、三六二	三七〇	三三、七三二

鶏卵(地卵) 百個
牛乳 一升
晒木綿 一反
石炭 十貫

四、〇〇
八〇
八五
七五

木炭(檜) 十貫
美濃紙 一縮
半紙 一縮

三、五〇
三一、〇〇
八、〇〇

財政經濟

◎昭和四年度特別税戸數割賦課額

本月九日町會に於て可決したる昭和四年度特別税戸數割賦課額左の如し

金拾五万壹千六百四拾六圓 賦課總額
納税義務者總戸數 六千七百十戸
一戸平均賦課額 金貳拾貳圓六拾錢
内譯

金九万九百八拾七圓六拾錢
但し所得額に依る賦課額此の所得總額金參百四

拾九万九千五百貳拾參圓所得額壹圓に付賦課率
金貳錢六厘
金六万六千五百拾八圓四拾錢
但し納税義務者の資産の狀況に依る賦課額此の
總點數七拾八万七千七百七拾壹點點數一點に付
賦課率金七錢七厘

◎昭和四年度六月分納税成績

六月分の納税金は縣稅家屋稅及町稅家屋稅附加稅の
二種にして之を完納したるものは左記四拾九區なり

◎家屋賃貸價格一般調査

曩に六百余戸の家屋賃貸價格標準調査を終り目下五
千余戸に就き一般調査に著手中なり右は各家屋の構
造、用途、廣狹、建築經過年數、坪當價格の外庭園
煙突、門、干棚、塀垣、生垣等の廣さ又は長さ等を
も調査する爲相當手數を要するに付居住者に於ても
可然御援助ありたきを希望す

◎無申告異動地届出に關する件

今回地押調査の結果届出を要すべき異動地千三百余
筆に達せり右通知を受けたる所有者は至急町役場稅
務課に就き手續等照合の上届出を了せらるゝ様した
し

川島第一區、川島第二區、川島第三區、土原第一
區、土原第二區、土原第三區、御許町第二區、江
向第一區、江向第二區、江向第四區、河添第一區
河添第二區、平安古第二區、堀内第一區、堀内第
二區、「南片、南古萩町區」、「吳服、油屋町區」、
「樽屋、今魚店町區」、「北古萩第一區」、「塩屋、細工
町區」、「戎町區、古萩區、今古萩區、濱崎町第二區
目代區、中津江區、上野區、椎原區、中ノ倉第二
區、無田原區、鶴江第一區、后地區、越ヶ濱第六
區、河内區、笠屋區、大屋區、沖原區、霧口區
金谷區、雜式町區、青海區
西木間區、山田第一區、山田第二區、奥玉江第二
區、藤ヶ瀬區、玉江浦第二區、倉江區、小原區

軍事

●徴兵検査

七月三日より同月五日迄三日間元阿武郡役所議事堂に於て萩町の徴兵検査を施行せられたり其の検査成績は昨年度に比し不良なり受検人員に對する甲種合格者の百分比左の如し

年次	受検人員	甲種合格者	受検人員に對する百分比
昭和三年	二九四	一一五	三九、一一
昭和四年	二九七	八〇	二六、九三

●昭和四年度萩町徴兵検査
受検人員 (出寄留受検者を除く)

適齡年	區分	本籍者	入寄留者	計	令第七條現役志願者
本年	年	二七三	一三	二八六	九
前年	年	二四	一	二四	九
計		二九七	一三	三一〇	

●壯丁花柳病トラホーム患者調

花柳病患者數	検査人員に對する百分比	トラホーム患者數	検査人員に對する百分比
本年	一一	二六	八、七五四
前年	一	九	三、〇六

●壯丁學力試験成績

		國語				算術			
		甲	乙	丙	丁	計	甲	乙	丙
椿	椿東	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
前年	本年	三	四	二	九	一	二	一	一
二	九	一	二	一	一	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
一	七	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	三	六	三	六	三	六	三	六
〇	三	〇	三	〇	三	〇	三	〇	三
七	四	七	四	七	四	七	四	七	四
七	一	七	一	七	一	七	一	七	一

●壯丁體格調

		身長米單位				體重斤單位			
		最長	最短	平均	最重	最輕	平均	最長	最短
前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
年	年	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五
年	年	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五	一、七六五

●徴兵検査成績及壯丁職業別調

職業	甲種	第二種	第三種	第四種	戊種	計
農業	一九	六	七	一	一	三九
漁業	一九	四	一	一	一	四六
商業	一二	一	一	一	一	六八
學生	二	二	一	一	一	二一
官公吏	六	四	一	一	一	三九
神職	一	一	一	一	一	一
僧侶	一	一	一	一	一	一
日稼人	一	一	一	一	一	一
大工	一	一	一	一	一	一
左官	一	一	一	一	一	一
石工	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一
計	八〇	三八	六五	一〇〇	一四	二九七

●徴兵検査の際に於ける青年訓練所状況調

萩町

入所者		入所せざる者		合計	
本籍居住者の出席状況	他府縣他府縣	本籍居住者の職業別	青年訓練所規程第八條該当者		
優良	普通	不良	小計	在住者	在住者
三六〇	一〇七三	七	四三	一二三〇	一七
農	工	商	官公吏	船泊業者	其他
甲	乙	小計	其他	小計	合計
六	一六	一〇	一六	二〇	六七
二九七					

●現役兵満期

七月九日現役満期歸郷者左の如し

陸軍 看護卒 椿東 佐藤數馬 同 椿 山根義一 同 萩 中村甚一 同 全 樋口重吉

●日本赤十字社總會

昭和四年五月十四日東京市明治神宮外苑憲法發布紀念館に於て第三十七回日本赤十字社總會を開催せらる當日 皇后陛下より左の御令旨を賜はりたり

令旨

日本赤十字社ハ本日茲ニ第三十七回ノ總會ヲ開クニ至レルカ諸般ノ事業益々順調ニ進ミ殊ニ海外赤十字社トノ聯絡密接ヲ加ヘ其ノ聲譽内外ニ揚カルヲ多トス尙客年ノ支那事變ニ際シテハ機宜ヲ失ハス直ニ臨時救護班ヲ派遣シ良好ノ成績ヲ收メタルヲ喜フ

總裁以下各員ノ勞苦想フヘシ今後更ニ人類ノ福祉増進ノ爲一致努力セムコトヲ望ム

通信

●萩局電話通話區域擴張

七月十九日遞信省告示第二百二十七號を以て市外通話區域及普通通話料中左の通追加し昭和四年七月二十六日より之を施行せらるゝ旨公布ありたり
室津(周防) 萩間 一通話時の普通通話料金二十五錢

●萩郵便局昭和四年七月分事務取扱状況

▲減

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數	貯金捌戻	金額	口數	保險契約申込	金額	口數	保險料徴收	金額
通常郵便物	引受 三〇、七五九 配達 二五八、〇三九	二五、九〇六 二四一、一五五	▲五、八五三 ▲一六、九〇四	貯金捌戻	三、四六〇、四〇六	三五、〇〇〇	二七一、六〇〇	金額	一〇、三五〇	五、三六、三二〇	六、九三七、一七〇
小包郵便物	引受 一、八八〇 配達 三、七九七	一、七七九 三、〇九四	▲一〇一 ▲七〇三	金額	三、四六三、九五八	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				口數	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇
				金額	四〇六、三三三	二七、〇〇〇	二二、二五五	金額	一一、八六二	六、九三七、一七〇	六、九三七、一七〇

年金契約申口数	金額	口数	金額
一	二五、四〇〇	七	二五、四〇〇
二	二五、四〇〇	三	二五、四〇〇
三	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
四	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
五	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
六	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
七	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
八	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
九	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十一	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十二	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十三	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十四	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十五	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十六	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十七	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十八	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
十九	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇
二十	二五、四〇〇	一	二五、四〇〇

萩郵便局七月中行事

一、精神修養講話開催

七月十日午前十時より中所囑託講師を聘し吏傭人一同に對し「人格に就て」の修養講話を聴講せしむ

一、萩越ヶ濱局長更迭

末武萩越ヶ濱郵便局長死亡に伴ひ富田徳松氏全局々長心得として就任中の處七月廿七日付小林作平氏全局々長に任命せられ八月一日當局在勤山本主事立會のもとに事務引繼を了したり

土

本

萩町上水道調査

萩町上水道調査の爲仲子山口縣衛生技手來萩七月十六日より四日間に亘り松本川筋大鼓灣附近及中津江地方に於ける水源池並配水池の位置等實地踏査を了へ歸廳せり因に同月二十三日陰曆十七夜午後十一時

三十六分の最大満潮位は中津江橋下流のハチクボ瀬下に在り水源池を豫想する位置よりは少くとも四尺以上低位なるに依り同時刻に於ける水源池とすべき箇所の流水を汲み取り翌二十四日水質検査の爲本縣衛生課に送付せり

後小畑府縣道起工

後小畑地内府縣道田万崎萩線の一部改修工事は各關係者より敷地買収並に地上物件移轉の承諾を了し本縣廳に於て請負入札の結果本町田中龜松氏に落札七月二十四日午前十時現場に於て起工式を舉行せり

越ヶ濱上水道の近況

越ヶ濱上水道七月現在の給水狀況左の如し

社會事象

農村の結婚に關する事項を如何に改善すべきか

山口縣農會の懸賞募集に應じ二等の選に當りたる者
兵庫縣農林技手 原田和郎

此の改善案は私自身本年一月實行した記録であるから實行不可能でないことを信ずる。

一、何故農村は住み難くなつたか。

昔といつてもつひ十年前程前は農村は明るい住みよい土地であつた。人情はまるく風景はよく空氣は清く

従つて生活はゆつたりとしてゐる。こんな点から農村は實に理想郷であつた、夕べをつくる鐘の音が山寺からひびいて来る時一日の勞働を終れた農村の人は其の素朴な満面に希望のはゝ笑みをたゝねて樂しい家路に向ふ夕やみが平和な村をつゝむときたのしそな晩飯の聲がどの家からもれるのであつた。而るに近頃はどうか其の平和な笑ひ聲にかふるに小作人對地主の戦ひが繰返されるやうになつた。小作人は小作人で一ヶ所に集つて地主をのゝしり地主は地主で對小作人の協議をつゞねばならなかつた。幾晩も／＼もそれがつゞき従つて家の中でも氣まづい日が續くようになり、遂に村の内が二派も三派にも分れてお互に憎しみのろい羨み途中でかわした朝の挨拶は横目でにらみ合ふことに變り、住みよい理想郷はかくの如くにして破壊された。原因は何であるか勿論それには種々あつて一言にしてよくつくすことは出来ないがお互農家の經濟がうまく行かないことはたしかに大きな一つの原因である。即ち世の進歩に伴つて異狀に膨脹した生活費と之に對する比較的進歩の趾の鈍い収入の途兩者の不均衡は重り合

ひからみ合ふて遂には一家の經濟難を來し一村の農争を起し延いては國民思想上の危期をも來たし國家の前途をも氣遣ふやふな状態となつたのである。農村に住む吾人農民はこゝに深く自覺し是等の原因を撤廢し自己を富まし圓滿なる家庭を造り村を富まし平和なる農村を形成して國家富強の實をはかり以て聖旨に副ひ奉ること國民の義務であり且亦我農民の責務でなくてはならぬ。

二、如何にして明るい住みよい農村にするか。

先づ自己の家庭を圓滿に整へ然る後之を廣く一部落一村に擴大し共存共榮の實を擧ぐるこそ適切なる方法なりと云ふを得べし、試みに自己の一家の經營振りを見よ收支の途は如何にせば支出に於て不合理なる冗費はなきや収入は遺憾なく増加しつゝあるが收支相償ふて餘剩あり以て生活の餘裕を造り和氣霽々たる一家を形作るこそ明るい住みよい村をつくる根本である。然るに世上一般の農家の状況を見るに收支相償はざることは全國農民の借財實に二十億圓を算するに至るとは吾人農家の深く自覺し以て之が撤去に努めなくてはならぬ、茲に於てか一面には農業經

營の必要起り他面に於て生活改善の叫び高きに及ぶは實に是等の点に起因せるものなりと云ふべし。生活改善中に於て冠婚制度の改良のことは其の急務中の急なる事項なりと云ふべし、試みに現在行はれつゝある農家の冠婚制度を見よ虚勢をはつて造れる調度仕度の爲に「娘三人あれば屋根の棟をおとす」の諺を造り虚禮に渡る披露宴の爲に多くの借財は働いても働いても稼ぐに追ひつく貧乏を造り不平なる生活は遂に一家を暗黒の裡に包み不安の生を送れるが如きは常に見る所なり、斯る農家はこゝに一大決心を以て舊慣を破り以て堅實なる理想的冠婚制度を造り之を一日も早く實行し以て現在の缺陷を補ふの方法を採らねばならぬ。

三、どの程度に改善するか。

現在行はれつゝある冠婚の方法をどの程度に迄改善するかの問題は甚だむつかしい事項であるが而し要は我國古來の美風を失墜せず而も文化的經濟的に行はれ得るなれば如何に簡單であつてもよい譯であるから余が茲に説き而も自ら之を實行し（昭和三年一月舉行）其の普及に努力しつゝある方法も此の点よ

り見て甚だ理想的なることを信ずるのである。

四、改善したる文化的結婚制度。

余の茲に説く改善したる結婚制度は前述の如く至極簡單で誰れにも行ひ得て而も實實剛健の美風を有し我國古來の制式を比較的失せず經濟的で文化的であることを信じて止まぬ、今其の方法を項を別ち漸次述べて參考に供したい。

一、媒介者はなるべく其の地方の名望家が無報酬で其の結婚が合理的に行ふか否かは實に媒介者の如何に依つて定まることが多い、即ち當事者は節約氣分で行ふ意思はあつても媒介者の報酬は結納調度の多寡によつて通常定まるものなりとすれば其の報酬の多きを喜ぶは人情の然らしむる所なるを以てこゝに盛大なることをはからなくとも其の盛大なることを希ふことゝなり茲に思はざる冗費を失する譯となるべし亦然らざる場合と雖報酬の多寡によりて兩者の中に圓滿を缺ぐ場合も往々其の例を見るところであり甚だしきはこれに左右されて折角出來上つた結婚が破滅の憂目を見たことも聞く所であるが故に媒介者はそれ等の点に比較的超然たり得る村長若は

農會長、小學校長等に於て無報酬で而も將來兩者の総ての相談相手になり得るだけの人が得たいものである。是等の人は常に村人の尊敬のまことであり従つて離婚等のいまいしい事件も必ず少くなることゝ信する。婚家がいづれも村内なるときはたやすく之を實行し得るのである例へ村外なるときも親達は人傳へに聞いて確めたる相手方のことを是等の人に依頼をなし又は等の人には常に民衆化して結ぶの神となれば容易に出来得ることゝ思ふ、若しかやうに出来得ぬ場合にありても或は村の規約等に於て報酬の程度を定むるか或は角他の改善事項を實行する上に於て支障を來さねばよい譯である。

二、結納は虚飾を避けて實用的に

結納の多寡は後述の仕度調度に關係することが多い故に虚飾をさけて古代の形式を失せぬ程度に簡單にしたい。結納に現金を以てすることは其の例多しと雖人道前から論じても婦女子賣買の惡風と見られ亦内容も一見して解らぬやうな關係で修養され難い缺點を有するを以て現物を以つてしたい、而して其の現物たるや全く實用品のみを選び且儀式物等により

ても常に虚飾を排し實用的に儀式物たる範圍を失せぬ程度に裝飾等も之を簡單にすることゝしたい。今此等の点より見て稍理想的と信する結婚品を列記して見たい。

一、小袖(三枚重)但し木綿 後項新郎新婦の式服の項参照 價格二十圓

一、帶、名古屋帶として地は絹通常に著用するもの

同 十三圓

同 七圓

一、長襦袢 地メリンス

一、熨斗 一、するめ 一、昆布 一、末廣

一、家内喜多留 包金一圓 一、寶金 包金一圓

一、肴料 包金一圓 總費用 約五十圓

備考儀式物の水引は総て丸結として技術費を省く

三、仕度調度は必要品のみを。

仕度調度は實に改善の餘地多く而も其の改善は實行困難なるものとせられてゐる、即ち規定を以て定めても中々實行困難なることが多い、日常行はれつゝある例を見るに外觀より判別し得るものゝみでもたんとす長持の類から手桶盥の如き或は火鉢の如き家具

品は勿論化粧道具に至るまで三荷或は五荷と其の荷數の多きを誇り況んや其等の荷物の中には一通に數百金を投じたるものから木綿物に至る迄或は帶著物羽織小ききは腰帶に至る迄所狭きまでつめ込み必需品から虚榮品に至る悉くを網羅し之が爲には嫁方の苦痛は申すに及ばず貰つた嫁方の方でさね其の所藏に困難し而も一番中心人物たる花嫁に於て尙只其の當時のみは見えて樂しむことありと雖年を経るに隨ひ其の手入に逐はれ一生使用せずして終るが如きは間々見る所である殊に是等の荷物は多數の人が飲酒放歌の上威勢よくかつぎ込み荷持人足に對しては祝儀を出し其の多寡によりて物議を醸し爲に村内の平和を害したるの例もあり、又仕度の出来上りたるとき或は婿方にありては荷物のついたるとき其の部落の婦女子を招きて荷物並に仕度の披露をし結果としていやが上にも婦女子の虚榮心をあふり競争の如く仕度調度を増加せしむるが如き現狀は直に之を改善して婦人會、處女會の活動と相待つて撤廢しなくてはならぬは勿論なり、而して仕度調度は大体に於て結納の多寡によりて定まるものなるが故に結納が前記

の如くなれば相當に節約し得ることゝ思ふ是等の節約された仕度調度品は必要缺くべからざるものゝみに止め運搬に付いては結婚式の門出の際運ぶやうにすれば前記の総ての欠点を補ひ得る譯である、尙出来得べくば其の一部分を貯金として持參するなれば甚だ有意義なことゝ思ふ、斯くの如くにせば花嫁の仕度調度は百圓を越えずして而も實用的な立派な仕度が出来得る譯である。

四、儀式は古式に依つて經濟的に。

儀式は一生一代の盛典なるが故に古式によつて神嚴に行はねばならぬが現在行はれつゝあるものは履き異へたる考から徒らに經費の多きを要し其の神嚴さを缺いてゐることは大いに改善の要がある。即ち最も經濟的に且盛大に行ふやうにする方策を樹て儀式をして最も有意義なものとしたい。

イ、經濟的から見ても文化的から論じて神前

結婚に

從來行はれつゝある自宅に於ける三々九度の儀式は一見甚だ簡單の如く見えて然らず、即ち甚だしきは之を行ふが爲に家屋の改築を爲し、然らずとも或は

建具を敷物を又は其の他の什器を新調し之が爲に多くの借財を造つた例はあまりに多く見聞し過るゝのである。是等の經費節約の爲にも又儀式をして一層厳かにする爲にも神前結婚を以て最も理想的なものとしたい。

□、式場は必ず土地の氏神で

現今結婚費節約の目的を以て神前結婚を爲すもの漸く多くなりたりと雖其の方法に於て當を得ざるの結果却て往復の旅費及式場費に多くを要し最初の趣旨目的に副はざるの奇現象を見るに至れるは世上に其の例特に多し故に是等の点を改善したる神前結婚たらざるべからず、即ち其の式場は特に其の地方の氏神を以て之に充つべきである。何れの地にありても氏神の鎮座なき所はなく而も氏神の吾人郷民にとつて崇敬すべき理由も明かである故に式場をこゝに定めざるべからず。斯くの如くにすれば式場は常に當事者の家に近く便利にして而も何等の使用料を要せず經濟的であり且其の地方に敬神崇祖の美風を高むるの動機を造る等の利点あり、而して神殿社務所及是に要する什器等は村又は氏子等に於て之を新調し

又は修繕をなし置くときは誠に記念すべき最良の結婚式場となるべし。

ハ、新郎新婦の式服は木綿服で

新郎新婦の式服は質實剛健の氣風を現はし且將來度々の使用にも堪得る点よりいふも又其の價格の安値な点よりいふも木綿を以て理想したい世の中には一代の中に只の二三回より用ひない花嫁の小袖に數百圓を投じたり兩親の式服の新調をする爲に借財をする者が多いがかくの如くにするときは何等そんな心配はない譯である。即ち左に其の主要を記す。

花嫁用

三枚重木綿小袖(價格二十圓)紅白兩下着

地ナイスモス 黒上衣 地シル木綿 松

竹梅兩棲模様入り、五ツ紋家紋別染付

註(高知縣香美郡佐古村處女會長岡村操女史創

始者)帶 將來度々使用し得るもの、頭髮

文金高島田、角かくしを用ふ。其の他の

附屬品は實用品を用ふこと。

花婿用

三枚重紋服(十六圓)紋服上下木綿シル地

家紋別染 但し羽織肩披のし甲斐絹(無

地を用ふ)下着、地白ナイスモス 袴

隨意 附屬品花嫁と同じ。

備考(他のものも新調の要あるものゝみに準

じて可なり)

二、舉式の時間はなるべく早く

舉式の時間は成るべく早くしたい、出來得れば午前中にしたい、或は午後になつても五時よりおそくないやうに而も其の時間は何等食事に関係しないやうにしたいと思ふ。そうすれば食事を出す心配もなく従つて極く簡單に行はれる譯である。

五、披露宴は暴飲暴食をさけて。

普通に行はれる披露宴は殆んど沙汰の限りをつくしてゐる、即ち親類縁者集つて暴飲暴食をなし果ては酒の上で喧嘩迄しなければ治まらないのが常であるとして一人前の仕度十圓或は十五圓の費用を使用するのが多い、これは大いに改善して之に要する費用を節約すると同時に成るべくしづかな而も和氣霽々なる様にしたと思ふ。

イ、親類縁者の披露宴は式後直に社務所に於て一圓位の折詰瓶酒を以て相方の親交を温めるやうにする。而してこの披露宴を以て婿入り其の他の後程行

ふ宴會を全部兼ねしむるものとす。

□、部落の女客は簡單な茶話會を。

部落の女客をなす變りとして部落の公會堂を會場として一人前十錢位の茶話會を催し茶話會には新郎新婦及兩親等出席して挨拶をなし一同よりは祝辭を述べて雜談等をなし或は婦人會等にて規約事項等あれば婦人會長より云ひ渡す等の事をなし和氣あいゝ裡に開放する如くすればよいと思ふ。

六、祝物は部落から共同で。

祝ひ物に就ても種々なる物議を醸す原因を造ることが多い、従つて之に要する虚禮なる冗費も決して少なくはない、故に特別近親なるものはさておいても一般からの祝物は徹廢したい、そして新婦には部落の婦人會から新郎には青年團より五十錢一圓の貯金の通帳を第一回の拂込をなし將來之を連續せしめることの出来るものを祝物代用とし贈る様にすれば最も事宜に適した方法であると思ふ。

七、かうして改善するとどれ位費用がかかるか
斯の如く此の案によつて改善するとどれ位の費用がかかるか大体の豫算を持つて見ると次の如くなり僅

かに兩方共百圓を越すこと數十圓で一世代の盛典を擧げることが出来、それに依りて節約された數百圓の金は農業資本として使用され以て農業經營を改善し初期の目的を貫徹することが出来る。

花嫁の方 仕度調度 一〇〇圓 式場費の割(神官

の禮及供物)五圓 披露宴(社務所)の割 六圓

茶話會費(二人當り十錢六十人と見て)六圓

車賃 五圓 雜費 八圓 合計 一三〇圓

花婿の方 結納 五〇圓 式場費の割 五圓 披露

宴割 六圓 茶話會費(花嫁に同じ)六圓

雜費(本綿式服新調其の他)三三圓 合計一〇〇圓

圓

八、如何にして普及をはかるか

折角出来上つた改善案もそれが普及せなければ何の役にも立たないことになるのであるから一般が其の必要を認めて漸次實行する様にするのが肝要である即ち之を普及實行せしむる爲には戸主會婦人會處女會等の申合事項をなし改善された結婚をなすのが普通で改善しない從來の結婚をなすものが却て恥かしいやうにならねばならぬ。それが爲には當事者とな

るべき處女青年達の自覺は勿論のこと、村民全体の深き理解と決心を養成せねばならぬと思ふ。

一、改善案は村會の賛同を得て

先づ改善案を村會に持ち出し賛同を得て設備其の他に關しては經費の支出を遺憾なく其の獎勵にあたりても萬全を期するやうにせなくてはならぬ。

二、各種團體の申合事項とする。

次に婦人會、處女會、戸主會、青年會等の團體に謀り申合事項となし必ず改善するといふ意氣込にしなければならぬ。殊に大切なるは婦女子の自覺なるを以て婦人會、處女會は堅き申合せをなすこととする要は直接當事者たる青年子女の堅き決心に婦人戸主達の賛同を得れば何なく實行出来る譯である。

三、最初の實行者は先づ會長から。

一番最初に決行するものは中々深い決心が必要なのと初めに失敗するやうなことがあつてはならない少なくとも立派に行ひ得て後から實行せんとする者の模範とならなければならぬから一番最初に實行する人は處女會長か或は幹部の人か其の他村での有識者の子女或は子弟から始めなければならない。そう

考ふるべき卒先之を實行することを拒まんや。

● 公人及私人

□

高橋本縣水産試験場場長及原田本縣視學は阿武大津兩郡水産科指導の爲七月一日來萩

□

鹽澤本縣水産試験場技師、大日本水産會技師小茂島豊三郎兩氏は船舶職員養成講習會講師として七月二日來萩

□

徴兵官陸軍歩兵大佐内藤稠彦氏同山口縣地方事務官原田知壯氏並陸軍一等軍醫大杉保技氏は徴兵検査事務の爲去月二十八日以来滞在中の所七月七日退萩

□

和歌山縣農林技師伊藤清右衛門氏外五名は史蹟見學の爲七月六日來萩

□

縣參事會員山口得三氏外一行八名は縣經濟會計検査

すればあの人でさねあつたからといふやうな見地からごんぐ普及することゝならうと思ふ。

四、部落の人はそれを助けて

部落の人はその式に立合つたり茶話會に行くことは一定の義務の如く考へ國家農村の前途を憂へて一大改革をなす人々の心をくみどり此の舊慣を打破して結婚する二人を大いに祝すると同時に漸次それを見習ふやうにするのが必要である。

五、若し他町村と縁組のときは

同村内の縁組では問題はないが若し他町村の場合は村長は先方に交渉して其の改善案に深く了解を求め圓満に支障なく決行出来る様にせなくてはならぬ八、斯くの如くして始めて我が家は圓満になり

農村は富む

斯くの如くして冠婚制度を改善し其の節約されたものを生産資本に使用して行くなれば我が家の經濟狀況はよくなり生活の餘裕は生じ家庭は從つて圓満となる。圓満なる家庭の集れる農村は文化的に平和な町村となりかゝる農村の多きは即ち富國強兵の實を擧げ得る國家となる譯である。誰れかこの点を深く

の爲七月八日來萩

長崎縣北松浦郡山口村長草刈源四郎氏は町政視察の爲七月十二日來萩

福岡縣荊田町農會技師矢次彦太郎氏は産業視察の爲七月十三日來萩

島根縣津和野町長望月幸雄氏外町會議員三名は町政視察の爲七月十七日來萩

本縣醬油同業組合技師遠藤佑吉氏は本郡醬油組合協議會に列席の爲七月二十三日來萩

京都帝國大學教授農學博士菊池秋雄氏は佐伯本縣地方農林技師と共に夏蜜柑園視察並に史蹟見學の爲七月二十四日來萩

萩稅關支署長有門彌一郎氏七月二十一日著任

内務省大阪土木出張所長以下二十名長門峽を経て史蹟見學の爲七月二十一日來萩

豐田山城艦長は飛行機に依り七月二十七日來萩町衙を訪問午後四時菊ヶ濱より飛行機に塔乗油谷灣に向け歸艦

田中義一男爵家執事高村孝助氏、秘書北野右一氏久原房之助氏秘書野村和吉氏福井定吉氏は七月二十八九兩日に亘り歸萩

前遞信大臣秘書官藤田包助氏は田中男爵と共に七月二十八日歸萩當分大阪屋旅館に滞在の筈

代議士西村茂生、吉本陽、竹下文隆の諸氏は田中久原前兩相と共に七月二十九日來萩

河添報德會

七月七日午後八時より眞行寺に於て河添全區の報德

金谷區自治懇談會

七月二十四日午後八時より金谷區高須區長役宅に於て開催林町長臨席し種々意見の交換をなせり。

新舊萩驛長送迎會

七月十日午後七時より町公會堂に於て元萩驛長原田作太郎氏後任龜井英二氏の送迎會を開催。林町長發起人を代表し兩氏に送迎の辭を述べ兩氏より感謝の挨拶あり元原田驛長に對し紀念品を贈呈して食卓の宴に移り午後八時半盛會裡に閉會せり因に當日參集せる者百二十二名の多數に及べり。

岩田山口高等學校長祝賀會

七月十七日午後七時より町公會堂に於て今回新任せられたる山口高等學校長岩田博藏氏の爲送別祝賀會を開催。林町長は發起者を代表し祝賀の辭を述べ岩田氏より感謝の挨拶ありて開宴岡田阿武郡教育會長

會を開催せり。當日林町長阿武庶務課長臨席し町長は萩町の現勢より説き起こし天恵に富める萩町として聽て大萩市を建設する爲には自給自足より一步を進め他給他足を計ること及柑橘園の改良家庭工業の獎勵等に付懇談する所あり午後十一時閉會せり。

後小畑戸主、主婦會開催

七月十一日午後七時半より後小畑區公會堂に於て同區の戸主會、主婦會聯合總會開催。林町長阿武庶務課長臨席し林町長より萩町の現勢より説き及ぼし家庭工業の必要を力説午後十一時閉會せり。

堀内區親交會婦人部總會

七月十一日午後七時半より堀内第一區地内區長役宅に於て親交會並に婦人部總會を開催衛生に關する協議を遂げ次で成澤町技手より柑橘栽培に關する講話あり盛會裡に午後十一時閉會せり。

の發聲にて氏の健康を祝し岩田氏は又之に和して參會者の健康を祝し感激と祝賀の雰圍氣の裡に午後八時半散會したり。

●新舊萩稅關支署長送迎會

七月二十五日午後七時より町公會堂に於て元支署長柳憲二氏後任有門彌一郎氏の送迎會を開催林町長發起人を代表し兩氏に送迎の辭を述べ午後八時半盛會裡に散會したり。

●田中前內閣總理大臣久原前
遞信大臣歡迎會開催につき
協議會

七月二十六日午前九時より町會議員全員を以て歡迎協議會を開催せり。
同日午前十一時より町内各中等學校各小學校青年團長參集同じく歡迎方法に付協議を遂げたり。
七月二十七日午前八時より町内各在郷軍人分會長參集同様の協議を遂げたり。

衛

生

●萩町の衛生週間

其の筋の指示に依り七月十五日より二十一日に至る一週間を本年度の衛生週間と爲し各衛生組合長及區長の應援を求め町内各戸に就き台所、下水溝、便所

●衛生講話

七月十九日午後八時より土原公會堂に於て河村本縣

塵芥留等家屋の内外に涉り清潔並補修の事項を實施し又一面各學校を通じ蠅の驅除を勵行せしめたり。

技師の衛生に關する講話あり時節柄一同に對し多大の感動を與へ午後十一時散會せり。

チブス二名 計一二名

●昭和四年一月以降傳染病

患者數

病名	七月中發生數	六月迄發生數	計
腸チブス	四	一三	一七
赤痢	四	一三	一七
疫痢	二	九	一一
チフテリア	一	三	四
猩紅熱	一	二	三
計	一〇	三四	四四
本年一月以降死亡者	疫痢九名	赤痢一名	腸

●昭和四年一月以降死亡者
埋火葬別

火葬	七月	六月	計
男	一九	一七	一四六
女	一五	一四	一四九
計	三四	二六	二九五
埋葬	男	一	七
女	九	三	一二
計	一〇	六	一六
合計	五四	三二	八六

人

事

●戸籍と身分關係 (其の十四)

離 籍

離籍とは戸主権の作用に依り法定の原因ある場合に於て家との關係を分離するを目的とする意思表示である即ち戸主の同意を得べき身分上の行為に付之れに違反したるときに於て制裁として家族たる身分を喪失せしむる行為である、戸籍法第百三十九條に依り戸主が其の家族を離籍せんと欲するときは左の事項を届書に記載して其の旨を届出づることを要す

一、離籍せらるべき者の氏名

二、離籍の原因

戸主が家族を離籍する場合は民法第七百四十九條第七百五十條に於て規定してある

一、家族が戸主の意に反して居所を定めたる爲戸主が相當の期間を定め其の指定したる居所に轉すべき旨を催告したるにも拘はらず其の催告に應ぜざるときは家族を離籍することが出来る但し其の家族が未成年者なるときは思慮十分ならざるを以て民法は離籍を許さない蓋し未成年者に對し單に離

籍することを得るものとせば反て浮浪の徒に陥らしむるの危険を生じ未成年者保護の趣旨に悖るに至るを以て民法は之れを離籍することを得ずと制限したのである。

二、家族が戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組を爲したるときは戸主に於て婚姻又は縁組ありたる日より一ケ年内に離籍することを得せしめてある即ち家族が他より妻を娶り又は養子縁組を爲したるときを云ふ故に戸主に於て家族を離籍したるときは其の家族に依つて入籍したるものは民法第七百四十五條七百五十條の規定に依つて當然家族に従つて離籍せらるることとなる又法定の推定監督相續人が戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組を爲したるときも等しく民法第七百四十四條の規定に依り離籍の結果を受くことがある。

以上の場合は戸主より離籍の意思表示を届出づべきものであつて本條は其の届書の記載事項を定めたるのである。戸籍法第百四十條離籍に因つて一家を創立したるものは其の事實を知りたる日より十日内に其の旨を届出でねばならぬ届書には左の事

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和四年七月中

罪 名	人 員		計	一月以前年一 降の累 計	七月迄 の累計
	萩町に 現住す る者	萩町に 現住せ ざる者			
賭博	1	2	3	1	2
詐欺	1	1	2	1	1
横領	1	1	2	1	1
竊盗	1	1	2	1	1
機船底曳網漁業 取締規則違反	2	1	3	2	1
出版法違反	1	1	2	1	1
飲食物防腐劑取 締規則違反	1	1	2	1	1
住居侵入窃盜	1	1	2	1	1
傷害	2	1	3	2	1
殺人	1	1	2	1	1
失火	1	1	2	1	1
阿片煙販賣	1	1	2	1	1

●萩町の人口動態

七 月 中	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
四一	七	六四	六四	ナシ	
一月以降累計	三五〇	四三八	二四	五五六	二二

●七月中の寄留

	男 女		計	一月以降累計
	男	女		
出寄留者	三二二	三四四	六六六	八五四人
入寄留者	二九人	三三三	六二二	三八五人
復歸者	四人	三人	七人	七五人
退去者	九人	八人	一七人	一一〇人

の事務所を建てるに何の異存があるものかとの議決であつた

如斯農家の収入が増せば餘計に食ふと同じで餘計に糞も出す漸々収入が増加せば贅澤になる茲に於てか丁抹と全じて經濟上の自覺と云ふことが必要となる

一、經濟上の自覺

經濟上の自覺と云ふことに付而は生産費の遞減である生産費を遞減せしむるには有畜農業を組み合せることが頗る肝要である即ち自給肥料の増加と畜力の利用とに依り勞力の節約を計ることである生産費を出來得る限り少くするときは生産物の價格が下落しても立ち行くことになる

次ぎは生活費の節約である農家としては亦之が頗る大切なことである近來百姓が紳士とも見らるゝ様な服裝を爲す者がある是では農業は出來ぬ又所に依る結婚費用に多額な經費を使ふ者もあるが近來愛知では此の結婚費用の節約と云ふことが唱導されて百姓は男も女も田植姿で嫁を迎へ婿入をすることである即ち男は股引に脚絆と云ふ服裝である先般家の光と云ふ産業組合關係の雜誌にも書いて置ひたが愛知

縣では男女双方共結婚費を節約する様にと男は本田整地の服裝女は手覆に脚絆と云ふ支度で三三九度の式を上げた而も此の支度の註文はと云ふに女の方の道具は必ず細絢機械に女乗りの自轉車壹輛を持參することの條件となる式の順序としては先づ細絢機械が箆筒で自轉車が長持と云ふ具合で式は青年團の「オルガン」入りで濟せたのである是は寫眞にまで撮つて此の有様を新聞或は雜誌に載せ全国各地に唱導したのである農家としては結婚費の節約が出來得れば生活上の安定を求め得て頗る有難いことである生活費の制限を行ふことは此の外幾らもあるが結婚費の如きは双方を通じて共同に出來得ることであり又是等のことは何れも共同でやらねば人々から色々の噂が出來て困るのである殊に共同のことは一番先きに女の口からして問題となるものであるから注意を要するのである如斯き有様であるから碧海郡に來て御覽なさい總てが完美して自動車の如きは自由自在に交通の出來得る様に町村道が良く出來てゐるし鐵道も東海本線が貫通し其の外に電車も三筋通過し交通は四通發達してゐる

昨年の七月五日商工大臣の中橋徳五郎さんに對ひ商工に關することは良く見られようが農村も一度見て下さいと云ふたら見に來られたが産業組合の發達には驚かれた様子である是が全縣下の産業組合の狀況を見られたなら或は腰を抜かされたかも知れん丁度産業組合の事務所の側の農家に這り込んでゐる中橋君小便が仕度のかなど思ふてゐたら先生障子を開け放しにしてゐる百姓の鶏を飼ふてゐるのをしきりに見て御座る百姓の方では又視察員が來て御座るなど一向相手にもしない糞撥きやら採卵やら一生懸命にやつてゐる中橋君は百姓に叔父さん此の頃は卵は幾らしてゐますかいなど尋ねましたが一向要領の得ぬ返答で相手にならん中橋君の曰く當地の百姓は勿驚卵の相場が判らんと云ひましたから吾輩は貴殿の様に俸給は壹萬圓と云ふことになり位働は人民の最高位に立つと云ふのでは百姓は出來ない殊に碧海郡の百姓は利益の点ばかりで百姓をしてゐないが實際は又碧海の百姓は販賣なり購買なりが他の地方と異なり卵の如きも採卵したものは組合に出す組合に於ては有利に販賣して金は直に百姓の貯金と爲つてゐる

るから卵の相場を知り値段の懸引きをするが如きことはなく只百姓は精出して働きさへすれば財産は何時の間にやら増す計りである昨年より米價は下落してゐる農村は之が爲頗る困つてゐるが農村から米價問題で中央政府に運動にくる私は今回衆議院の議會に出てゐるがうるさくて仕方がないことがある議員の中には一体米價が安いと云ふが米は一升四十五錢もしてゐるではないかと云ふ者もあるいや玄米とは如何なる米であるかあれば糲が交つてゐるのかなどと云ふ議員もあり是等の議員に農政を任してゐるから農村は何時迄經つても浮ぶ瀬がない只議會では政府の急所を衝くとか或は演説のあげ足を取り合ふ位のもので一向農村の爲には相手になる者はない議員の選出に就ては自覺を要する秋である

碧海郡に於ては今回の衆議院議員の選舉の際私は九州にゐたそれを留守中に於て選舉有權者が私を候補者として推薦して私に立候補を勧めた私は候補者として左の條件を御承知とあらば承諾すると問答した

- 一、政黨に關係せざることを
- 二、政見發表を爲さざることを
- 三、經費は一文も出費せぬことを

右の條件で有権者も承諾したと見て九州にあるのを頻りに歸れ、と電報を以て催促したが私は一つの仕事を半途で歸ることを面白く思はないので歸らずにゐた處度々の催促で福岡縣の人々も氣遣つて是非歸國する様にと勧めたから遂に歸りて見ると政見發表の演説を推薦者より慫慂せられたけれ共遂に一言半句も發表はせず推薦者の演説會には遂に頭を出す計りであつた時には立會演説まで要求されたが之も亦斷はりました他の候補者は何れも百姓有権者に對して頭を下げて頼んで廻つたが私としては決して頼まなかつたそれでも自覺ある有権者の爲に最高点で當選した故に米價が下落して地方から米價問題で東京に來て各議員には依頼して廻るが私一人には又決して如斯運動に來て頼まないのも理由の存することである

米穀法の改正で農民の意思を貫徹する衆議院の議員さんも當選して貰ふ時に頭を下げて清き一票に依

り當選して貰つた議員の連中は此の時と思ふからけんもほろ／＼地方からわざ／＼出て運動せねばならぬ

後れてゐるのは政治である丁抹は進んでゐる大臣は農民である故に政黨は農民より出で農民より出でない政黨はない丁抹の農村を振興するのは政治政策皆農村より出でゐるからである今日は政治上の話をしたのではないが村治政策を碧海と丁抹とを引き合せにしたのである要は農村の振興は人物を養成することゝし而かも懷ろを良くすることである懷が良くなれば總その機關が良くなるものである (終)

●滿鮮實業視察談 (其の三)

山口屋彌一氏寄稿

疊床 滿洲では以前該品が下關、門司、長崎より澤山輸入されてゐましたが近年は米の生産が年二百萬石からある様になり従つてその藁が豊富になり今では自給自足の様であります

たゞ藁が短いので場合により充分な床が作製され

ない憾みがありますがこれは朝鮮より多量輸入されたりするので(硝子製造工場に荷造用として使用されます)何等不自由はない様です

加ふるに苦力の工賃安は日本人の職業に食ひ込まれ打撃を受けてゐることは朝鮮も同じ様です

疊床は大概機械縫ひで熟練さねすれば手先の不器用な支那人でも朝鮮人でも充分間に合ふ様で當地でゆふ「床は足踏み十三通りでなければ」とゆふ様な氣分の人は至つて少い様であります

然し表換へは年々實行する様でこれは殖民地共通とも見られ毎年時期により多數職人が(日本人に限るらしい)入込んで活動するどゆふことです

主として台灣、大連間を往復してゐることです表換へには支那人は駄目だそうです

海産物 支那向海産物中乾魚、鹽魚、鰯、干鮑、鱈、鰯、干海鼠の取引は在留支那商人が多年の獨占業として長崎市場より各本國へそれ／＼輸送してゐる様です従つて直接取引は從來一部分の人が香港、上海、新嘉坡、大連へ試験的に直送しましたが入荷と同時に各支那人は申合せて買入れず遂にその

處分に窮して手を焼いた例は多い様で彼等商人間には離間爲し難く永年取引上の密約が堅く結ばれてゐる様に見えますから直取引が表面有利なるべきも商習慣に阻まれて凭うすることも出来ず結構不利な立場になりますから長崎、神戸、大阪邊の支那人へ取引關係を結ぶことが有利の様に考へられます

また罐詰類は表装がバツトせぬ様で感じが良くないし製罐法の改良、レツテルの着想も何となし垢ぬけせず時代の要求に投せぬ様でしたが越ヶ濱で出來た製罐やレツテルは氣受けが宜しい様でした

鮭のボイルドなどは他處からは多く鰹と銘打つて賣出してゐる様で賣行きも宜しい様でした商路上から見て面白い感じがしました罐詰は總じて味付よりもボイルドの方が歡迎される様です

萩焼 當町としては歴史的に有名な焼物で古雅な滋味のある點は何としても他に類例のない品ですが一般に殖民地には鑑賞する餘裕のある人が少い様であります

大連市伊勢町に一品堂とゆふ陶磁器の優秀品を販賣してゐる商店がありました。が現品を委託販賣でもして徐々に宣傳し販路を擴張しては凭うかと思はれました。

漬物 澤庵漬は東京澤庵が賣行が宜しいですが又山口澤庵も評判がよい様です。

山口澤庵の生産地は宇部附近とゆふことです。品質並に外觀上より見た山口澤庵は東京物と比較して遜色を免れませんが大ききから見ると大變小さく勢ひ家庭用としては寧ろ喜ばれてゐます。

その譯は東京物は大きいので切賣されてゐる關係上味が若干變る虞がある様です。又小賣商人の立場より見ても切賣は面倒で手数がかゝり嫌がつてゐます。すから此の點は山口物は小さい丈に一本買ひが出来て從つて變味か少いので歡迎されてゐる様です。東京などは長崎邊から年内に出張して注文を取り翌年夏發送してゐる様で他國商人の勉強ぶりを羨感しました。

以上列記しました通極く貧弱な皮想の觀察で誠に恥ずしい次第ですが惟ふに現在萩地方よりの輸出品を

見ても著しく囑望されるものは今の處到つて少い様で頗る幼稚な時代ではないかと思はれます。

そして未だ原料を輸出する程度で加工品を出すまでには容易ならぬ受難な時がなくてはならぬ様な氣がします。夫れには第一に萩町の内外に居られます方々が相呼應して一層愛郷の誠を捧げられて發展に資せられ生産所は勞力を惜まず額に汗し手に唾して懸命の努力により比較的最少の報酬に甘んずる勇氣が必要かと思ひます。

終りに臨みまして御參考に資したいのは私の聴きました「萩町のこれまで振はないその理由に付て」各出先の先輩に御意見を求めました處が大体に於て左記の様でした。

勸勉力行心の欠けてゐる事 お國柄が非常に良しくて嘗て天災に見舞ははれず自然の眞の厚いことに感謝の念が起らずこれを普通としてゐる様で偶々他國の窮狀を耳にしても一笑に附して介意せず不相變昔のお城下氣分で例へ苦るしくても徒らにその品位を保つこと丈けには萬難を排して努むるも冷靜に自省して善處することの決斷力に乏しいのは

經濟戰の激烈な現在としては立遅れるより外落付く處がない云々

協力堅忍心の欠けてゐる事或る一事が都合よく擡頭すると徒らに雨後の筍の如く我勝ちに先きを争ひ企業するがその結果として相互に都合悪くなり一度に閉息して仕舞ひ持久心に欠けることが多い様だ時には熱狂して感情に捉はれ小さい事にまで猛烈な競争心が誘發して遂に大局の利害關係を無視するため共倒れとなり失敗する云々

空中閣樓を望む事 誇大妄想的な一攫千金を夢見て体裁の悪い事や小さい事には眼をくれず反省して質實に策應し漸進することに欠けてゐる

由來偉人の出生地丈けに希望が素敵に大きく政治家にしても實業家にしても一流處を目標として突進することは至極宜きも是等偉人の難戰苦闘されたその經路を眞摯に考察して自ら力行する處の鐵心がない云々

私共の名譽心を傷つけられた前言に對し歸來靜かに考へて反駁の材料を諸方に求めましたがすべて無駄で不幸にしてこれを否定立證するに足る有力な材料

が少くないのを非常に遺憾に思ふて居ます。私は郷土愛に萌ゆる方々により斯の前言に巨彈を放つてこれ見よどばかり實証によりその昔のお城下を偲ぶ盛大な大萩町の出現を一日も早かれと切望して止まない次第であります。終り

◎拓務省新設と國民生活

(官報雜報小村拓務次官談登載)

拓務省設置の趣意については、去る六月十日拓務省設置に際して」とゆう題で、内閣總理大臣談として、當時各新聞に發表されてゐるから、既に周知のことと思ふが、この機會においてその概要を述べることにする。

これまで朝鮮、台灣、樺太、關東州および南洋群島等の統治に關する事務は、從來内閣總理大臣の下に拓殖局を置いて、これを掌らしてゐたのであるがその組織が充分でないで、これ等地域の統治に關する實務の大綱を統べ、その繁榮と福祉の増進を圖るのに欠けるところがあつた。それは、内閣總理

大臣はこれ等地域の統治を統括する任をもつてゐるのであるが、他方においては各省大臣の首班として行政各部の統一を圖り、庶政を處理する重任をもつてゐるので、これ等の地域の利害について充分な考慮を加へ、國策の樹立および遂行を圖る上において遺憾の點がなくなつたのである。

それで、今回特に一省を設けて、主務の大臣を置いて、中央にあつてこれ等地域の利害を代表させ、一層この統治事務の進展を圖ることになつたのである。なお朝鮮の民衆に對しては、一視同仁少しの差異のないことは、日韓合併の詔書および朝鮮總督府官制改正の際における、詔書にも明かであるが、今回拓務省の設置された以上、同省は中央において、朝鮮の利害を代表し、極力その利益となることを主張し、その不利益を阻止するに努めることはもちろんさらに進んで、朝鮮の幸福を増進し、朝鮮民衆の福祉を圖ることになる。

またこの外、台灣その他における民衆に對しても中央における關係事務を統轄する、拓務省の出現によつて、その經濟的發展と社會的福祉とは、等しく

一段と向上進歩することになつてゐる。

なほ拓務省において、南滿洲鐵道株式會社および東洋拓殖株式會社の業務を監督することになつてゐる。この二つの會社は、日本有数の大會社であつて滿鐵は南滿鐵道の外、各種の事業を經營して、同地方の經濟的發展に多大の貢獻をつくしつゝあり、また東拓は朝鮮滿洲その他に農事の經營および農業その他に對する金融をして、わが國人の海外發展に重要な役割を演じつゝあることは、既に人の知るところである。

次に拓務省においては、移殖長に關する事務を掌ることになつてゐるが、この機會にわが國の移殖民の現状について一言する。

わが國現下の情勢をみるに、財界および事業界は依然として、沈滞の域を脱却してゐないのである。數年來貿易は逆調を續け、年々二億乃至三億圓の輸入超過を來し、在外正貨もますます減少するやうな心細い状態であつて、爲替相場如きも極めて不利であり、わが國の事業界の不景氣はますます深刻になつて來るのである。しかして、事業界の沈滞不振

は、勤務に對する需要を減退させ、反對に失業者の數はますます遞増しつゝある状態である。また一方わが國の人口増加の状態は、毎年八十万乃至九十五万人づつ増加し、この人口激増の事實は失業問題と關聯して「われに職を與へよ」「われにパンを與へよ」とゆう悲痛な叫と相まつて、漸次社會的不安を醸成しつゝあつて、まことに憂慮に堪へない状態とゆわなければならない。即ち政府も國民も協力一致してこの難局に對し、何等かの根本的打開策を講じなければならぬ情況に逢着したのであるこの間にあつて、内地より朝鮮、台灣、樺太、北海道等へ或はまた遠く海外へ移住する者の數は年と共に増加して、民間における移住思想は、政府の奨励と相まつて、著しく發達したのである。

最近五箇年間の海外移住者の數は大正十二年八、八二五人 同十三年一三、〇九八人 同十四年一〇、六九六人 同十五年一六、一八四人 昭和二年一八、〇四一人であつて、昭和三年の數は、統計が完成してゐないから、正確な數字ではないが、おそらく二万を突破するものと思われ、これ等移住者の約半

數約一万人は、遠く南アメリカのブラジルへの渡航者であつて、その大多數はコーヒー園労働者として移住した者であり、またフィリッピンのパタオ地方の麻栽培地に勞働のため渡航した者も約二千五百人に上つてゐる。

年々海外に移住する多數の人々の中には、國內の生活に見込みがないために、新しい運命の開拓を試みようとする者もあろう、また祖先傳來の地で、あくせくした生活に甘んずることが出來ないで、進んで海外に勇飛し、生々とした豊かな生活を建設しようとする者も少くないようである。

從つてこれ等の人々は、一度移住すれば再び故國に歸らないとゆう、強固な決心のもとに、家財道具や土地建物等を整理し、老人も小供も時には親戚一統をあげて移住する者も少くない。

かようなわけで、今日の移住者は、かつて旺盛であつた北アメリカ移民時代の移住者、即ち單獨移住が貯蓄ができれば郷里に歸るとゆうようなもの、その趣を異にしている。また移住者の質も、教養のある者も少なくなり、また相當の資本を有する者もあ

るとゆうような風に移住者の素質も著しく向上して
いる。

毎年二万内外の國民が、海外に移住するとうこ
とをもつて、たいちに人口問題解決に寄與するとい
うことは、いさゝか早計かも知れないが、しかしな
がら、二万人とゆう數字は決して少ない人口ではな
い。また一方移住者その人達の生活に、一新光明が
與えられるものとすれば、それだけでも大なる收穫
であらう。殊にわが國民生活におよぼす精神的効果
は顯著なものである。ましてこれ等の人々が國內に
おいて當然占める職業上の地位および生活の資源を
多數の失業者または他の人々に向ける結果を來たす
ものとすれば、その社會的效果は豫想以上のものが
あるであらう。また移住者がその移住する地方に
わが國の資本を投下する機會を造り、或はわが國の
商品を紹介し、進んでは販路擴張の一助をしている
例は少くないのである。

右に述べたように、海外への移住者は、その母國
に對し精神上物質上多大の貢獻をするものであるか
ら、従つてその保護獎勵をするとうことは、今日

極めて重大な要務である。

從來の移住の多くは、比較的資力の少ない、恵ま
れない者が一家をあげて、住みなれた土地を離れて
行くのであるから、一種特別な精神状態を呈する者
が少くないので、この保護指導に關しては、特に慎
重に取扱う必要があり、また入移民國と出移民國の
両者の間は、移民を中心として、經濟上深い利害關
係を有するばかりでなく、人種の相異、言語、風俗
習慣、宗教等の相異から、感情上においても極めて
デリケートな事情が伏在しているから、移民關係を
有する兩國間に、幾多の困難な問題をおこしたこと
は、少なくないのである。現にブラジルとイタリー
とが、移民の需給關係において、最も密接の間柄で
ありながら、移民問題を中心として、面白くない狀
態になつたことは稀でない、なほは手近な例であ
る。

本來移民は出移民國の社會的事情において、また
入移民國の經濟的事情において、相互の必要に應ず
るものとして、まことに結構の事柄であるがその取
扱ならびに保護指導の方法にをいて、一度誤りがあ

れば、殆んど取返しのできない損害を、移民出入兩
國に與へるだけでなく、移民をして、異郷の空に哭
かせるようなことができるので、移民の保護指導
に關しては、特に圓滑な事務上の連絡と經驗と、熟
練と、不斷の注意とを必要とするとうことは、やうまでも
ないことである。

しかるに、從來わが國における移民事務の行政機
關を見るに、朝鮮移住の獎勵に關しては、内務省社
會局の主管に屬し、樺太移住に關しては、専ら樺太
廳の主管であり、海外移住に關しては、内務省社會
局と外務省の二者において、國內と國外との地域に
よつて分擔するとう有様で、極めて複雑多岐にわ
かれ、その間充分の連絡を缺き、ためにその圓滑な
運用を期することができないような状態にあつたの
である。

従つてこれ等の移民に關する事務を統一して、時
代の進運に適應しかつ移植民事務の統制を計つて、
圓滑な發達と國際平和の増進を期することも、拓務
省新設の重要な使命の一つである。

次に拓務省においては、以上の外に海外に拓殖事

業の指導獎勵に關する事務を掌ることになつてい
るわが國は周知の通り、國土狹少である上に、天然資
源が極めて貧弱であるため、國民の富を増大し、そ
の生活を安定させるのについて、最も密接な關係を
有する、各種産業の發達および貿易の促進を圖る上
において、甚だ不利な状態におかれてある。現に産
業の發達に必要な各種の重要な工業原料、例へば棉
花、羊毛、麻、鐵礦、石油類、ゴム、染料、曹達類
等、殆んどこれを海外より輸入し、輸入總額の五割
以上を占めている有様である。ゆゑに、海外におけ
る確實優良な原料産地と圓滿密接な關係を結ぶこと
は、わが國民生活の上に極めて必要なことである。

最近わが國人の海外における拓殖事業の發展は、
やゝ見るべきものがあるようではあるが、これをヨ
ーロッパやアメリカの諸國に比すれば甚だ微々とし
て振わないのである。試みに、ブラジルに對する、
諸外國の投資額を見るにイギリスは二億七千万ポ
ンド、フランスは三十四億フラン、アメリカは五億ドル
を超え、なほ各國とも競つて投資をしつゝある状態
である。この頃は日本でも、漸次南アメリカ投資に

注目するものがあるようになった。現にサンパウロ州内において、海外移住組合が約二十万町歩の土地を購入し、アマゾン河の土地を買入れ、さらにアマゾンの奥アマゾナス州に、山西、栗津の二氏が約百万町歩の土地を経営する権利を得て、漸次植民事業を開始するにいたつたが、これをヨーロッパやアメリカの各國に比すれば、まだまだ問題にならない位である。ヨーロッパやアメリカにおいては「ブラジルに投資する國民は繁榮し、投資しない國民は衰微する」といわれているようであるから、わが國民は深くこゝに思ひをおくことを切望する。

また南洋方面における各國の投資状況を見ると、既にイギリス領馬來半島、オランダ領ジャバ等は、新たに投資企業の餘地なしと稱されるまで開發されて、將來はスマトラおよびボルネオの二島が、各國企業家の競争地であると豫想されている。これに對しては、イギリス、アメリカ、オランダ等それ／＼の準備をしつゝある有様であるが、わが國の如きも、これに一步遅れをとるようなことがあれば百年臍をかむもおよばないことになると思われる。

今日南洋方面に於ける、わが國人の企業状況を見ると、一、栽培企業 二、鐵山およびマンガン山 三、木材 四、漁業 五、石油の五種であつてこれ等に對する投資總額は、從來一億圓に達し、その大部分はゴム栽培に投せられていたが、最近ゴム不振のため、ゴム園の處分が相當行われた結果、現在においては七八千万圓に減額しているやうである。右のように栽培企業の中で主なるものはゴムであるがこの外オイルパーム、砂糖、煙草、茶、コーヒー、麻等の栽培もあつて、これに従事する會社は約二十個人經營に屬するもの約二百八十に上つてゐる。

南洋はわが國人の企業地としては、最良の條件を具備しているため、從來政府から充分の指導後援なく獨立で今日の發達を來たしたのである。また滿蒙その他の支那方面においては、紡績業を始めとして採炭業、製油業、窯業その他各種の企業がわが國人の手によつて經營され、その投下資本の總額も相當の額に達し、將來ますます有望視されてゐる。しかしながら、これ等の企業中には、種々の原因から、ゆきちがいができて、そのために永年苦心して經營

して來た事業も、一朝にして倒れこれを維持することが出来ないでこれを二足三文に賣却しなければならぬやうなこともあつたのである。かようなことは、經營者の失望落膽はもちろん、國家的に見てもまたまことに遺憾のことである。その原因としては企業資本があまりに少額であるとか、企業家が不熟練であるとか、内地における金融者が海外事業に無理解のため、金融機關の後援がないとか、その他種々の原因であらうが、また從來の政府においてこれに對し充分な保護指導の施設を講じなかつたこともその一原因であると思われる。

即ち適當な機關を設けて、海外における諸般の企業に對し適當の指導を與へて、助長發達させ、もつて國運の進展に寄與させることは、現下の情勢に鑑み、急務中の急務であつて、拓務省の使命はまたこゝにあるのである。

これを要するに、拓務省は國民の經濟的繁榮福祉を平和圓滿に増進させるために、適切な國策を一貫して樹立遂行して、わが國民生活永遠の安定を求め現下の經濟的不安苦痛を除去するために、大に貢獻

しようとするのにある。

◎家庭の中心は佛壇に在る

守重 哲雄 寄稿

◎聖德太子は「共是凡夫耳」と人間觀をされた、げに御互人間は煩惱具足の凡夫だ、たゞい親子夫婦の間でも一年三百六十五日永劫不斷の平和表裏相應の親睦を保つことは不可能である、曰くニコ／＼主義、曰くスキートホーム等、其標語と理想は立派でありても實際生活はなか／＼其通りには副はぬ、時には感情の衝突あり意思の杆格あり、爲めに平和を攪亂するを免れぬ、喩へば自然界に於てもイツモ好晴和順ではない、風雨雷電等の時化があるやうなもので、人間は小宇宙と古人が申された如く。大宇宙己に然り、小宇宙の人間畢竟斯數を免れぬが本當である、故にかうした時に御互は相共に佛壇の尊前に拜跪し、合掌作禮しつゝ慚愧懺悔させて戴きませう如來は大心海なり、アラユル濁惡汚穢を受け込み且つ之を轉融し玉ふ「名號不思議の海水は、逆謗の屍

骸もといまらず、衆惡の萬川歸しぬれば、功德の潮に一味なり「法の水一つ潮に入りぬれば濁る心の水もへだてず」我等は自然に其冥益を蒙り、觸光柔軟の願益虚しからず、身も柔かに心も和ぐ、乃ち平和の家庭に復活せしめてくださる、衲は思ふ、思想善導の基調は平面的倫理運動の修養のみでは到底不徹底である、立體的宗教信仰の權威に由らねばならぬ

平野五岳翁の詠に

しろしめすはとけいますますときくからは
たゞあさゆうにうれしはづかし

かうした日新日進の裏付けられたる修養こそ萬人が努力精進せねばならぬ事だ、
而して其修養を積む爲めには朝な朝な肉の洗面と共に靈の洗面を、夕な夕な肉の入浴と共に靈の入浴を我等が各戸に奉安してある佛壇に向ひ合掌作禮、出來得るなれば誦偈讀經、以て精神を統一し信仰を涵養しませう、

斯意味に於て佛壇は家庭の中心なり、眷屬平和の基調思想善化の淵源であらねばならぬ、
抑も、佛壇を奉安すると云ふ事は長くも其源を我が

皇室に發し、人皇四十代の帝、天武天皇の御代に諸國に勅して各戸に佛舎を造り佛像を安置し禮拜供養せよとの尊うき大御心でありて、爾來悠久永遠の歴史づけられたる我國の美風である、

惟ふに佛祖崇敬は佛教各宗共通にして祖先崇敬は國民惣體の觀念であらねばならぬ、故に且つは佛祖を禮拜し且つは祖先を合掌し、獨り盆や彼岸季節の行事とせず、日々の務といたしませう、徒らに家の裝飾虚榮の象徴として絢爛莊麗の佛壇を安置すること眞に無意義否な亦た勿体ない事だ、古語に「好箇佛堂無佛無佛」(神讀禪師の語)とあるが如何に千萬金を投じて人目を驚すやうな立派な佛壇を安置しても其家の人間自身に前述の信念修養をつとめないなれば所謂好箇佛堂無佛無佛だ、タトヒ龜造の佛室を設くるも人間自身に眞の合掌の心あればソレコソ好箇佛堂有佛有佛と云はる、

顧みれば現代人、階級を以て之を云はゞ中産若くは智識ある階級、年齢を以て之を云はゞ壯年青年の輩合掌の心なく特た合掌の姿なきもの多々益々ある、彼等は徒らに物質慾に没頭し、享樂に耽溺し黄金禮

●七月、中萩町日誌

(本報中登載外のもの)

二日 内閣總辭職の時濱口民政黨總裁に大命降下
萩警察署より點呼令狀送付

六日 大森知事熊本縣へ轉任黒崎眞也氏本縣知事に任命の旨公報あり

十一日 午後三時より山口市公會堂に於ける大森知事近藤警察部長島田事務官の送別會開催林町長臨席の爲出山即日歸廳

十四日 林町長郷里島田村へ歸省

十五日 本日より三日間町衙に於て山口縣電氣出張所會計主任集會開催

十六日 林町長郷里島田村より歸萩

十八日 黒崎知事來萩につき打合の爲官衙學校代表者町衙に集合

二十日 新川河川改修の件につき關係者招集

二十一日 午後八時より越ヶ濱漁業組合總會の爲林町長金子助役臨席町政につき懇談せり

二十三日 午前十時より町衙に於て阿武大津兩郡警

●感謝

◎七月十九日萩町椿東區出身在アメリカ合衆國桑港在住齊藤重光氏より「北米發展防長人々名録」一部寄贈せらる其の厚意を感謝す

◎七月廿八日田中男爵より萩町内六小學校に對し皇幹臣枝及び世界興亡一覽と題する美裝せる軸物各一卷宛を寄贈せられたり其の厚意を感謝す

油組合協議會を開催

町衙に於て田中總裁並久原前遞相歡迎會の打合を爲す

二十四日 午前十時より萩田万崎線に付縣道中小畑地内局部改修の起工式舉行につき金子助役中村土木課長臨席

二十六日 午前八時及十一時の二回廳内に於て田中久原前兩相歡迎會打合の爲關係者を招集

二十七日 林町長大田山本兩議員は田中、久原前兩相出迎の爲小郡驛に向ひ即日歸萩

二十九日 林町長及町會議員五名は前兩相歸萩に付山口市に出迎へ一行と共に即日歸萩

三十一日 久原前遞相挨拶の爲來廳

◎昨年の今月今日

一日 午前十一時半本縣地方課より町長へ宛町會議員選舉無効の行政判決ありたる旨打電あり

四日 町公會堂に於て清岡子爵の講演會開催

二十七日 町公會堂に於て本縣主催メートル法講演及活動寫眞會開催

元郡役所に於て本郡庶務主任集會開催
町公會堂に於て産業統計事務協議會開催

二十八日 本日より二日間町公會堂に於て山口高等學校郷土史研究會主催の天平文化寫眞展覽會開催

三十日 本日より向ふ三週間町公會堂に於て船舶職員養成講習會開催

三十一日 當衙樓上に於て阿武大津兩郡町村長集會開催

六日 北古萩第二區に天然痘患者發生

七日 明倫小學校庭に於て青年訓練所查閱豫行演習を行ふ

十日 屑藩講習會修了式舉行
明倫小學校庭に於て中等學生青年訓練所生徒に對し宇垣陸軍大將の視閲並講評あり引續き同校講堂に於て同大將の講演聽講視閲

十一日 官一行は同夜田中邸に投宿

十三日 本日より二日間當衙に於て縣下二市三十二町學務主任集會開催

十四日 午後三時軍艦平戸入港
羽仁平戸艦長町長を訪問。午後七時軍艦平戸出港

十八日 長門峽常設驛新築落成式舉行

二十日 町公會堂に於て拓殖大學辨論部主催の講演會開催

二十二日 萩、椿東、椿、山田の四ヶ所に於て町會議員の總選舉を行ふ

二十三日 午前八時より選舉開票を行ふ

二十六日 町公會堂に於て天平文化座談會開催

◎納税のすゝめ

本月の税金は國稅營業收益稅第一期全縣稅附加稅及全町稅附加稅、資本利子稅第一期縣稅營業稅及雜種稅(步合稅に係るもの)全町稅附加稅の六種であつて其納期は何れも月末であります尙ほ皆様の御便宜を計る爲左の通出張徴收致しますから御利用下さい

八月廿五日 木間 小學 校

山田 信用 組合

八月廿六日 椿 東 記 念 館

積善信用組合雁島支部
越ヶ濱 中 善 寺

昭和四年八月

萩町 稅務 課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人は達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さいればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む
 尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲け置き御注意を促すことゝ致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業 課

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの
であります又毎號共區長役場の方から皆さん
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際
は萩町の爲進むで御精覧の上成るべく早くお
隣りへ御廻しを願ひます
尙ほ印刷實費一ヶ年分金貳圓拾六錢を御納め
になれば別に此の月報をお配りすることゝし
ておりますから其の旨を萩町役場又は區長役
場まで御申出で下さいませ

萩町庶務課

昭和四年八月十三日印刷
昭和四年八月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所